

茨城海区漁業調整委員会規程集

(令和3年4月)

茨城海区漁業調整委員会事務局

目 次

1	茨城海区漁業調整委員会等の設置根拠及び運営規程等の体系	1
2	海区漁業調整委員会の設置等関係法律	2
3	海区漁業調整委員会の権限と機能	5
4	委員会の会議	15
5	茨城海区漁業調整委員会会議規程	16
6	茨城海区漁業調整委員会傍聴人規程	18
7	茨城海区漁業調整委員会の公聴会に関する手続規程	19
8	茨城海区漁業調整委員会の意見の聴取に関する手続規程	21
9	茨城海区漁業調整委員会事務局規程	30
10	茨城海区漁業調整委員会公告式規程	33
11	茨城海区漁業調整委員会公印規程	35
12	情報公開関係	
(1)	茨城県情報公開条例施行規程	38
(2)	茨城県情報公開条例	38
(3)	茨城県情報公開条例施行規則	49
13	個人情報保護関係	
(1)	茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程	57
(2)	茨城県個人情報の保護に関する条例	57
(3)	茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則	75
(4)	茨城県特定個人情報等の適切な管理に関する基本方針を定める規程	84
14	電子申請関係	
(1)	茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程	86
(2)	茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	86
(3)	茨城県知事に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則	90
15	身分関係	
(1)	海区漁業調整委員会の委員の報酬及び費用弁償（旅費）	93
(2)	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条に 規定する職員の補償基礎額	94
	参考 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（抜粋）	95
(3)	茨城県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例	96
16	参考資料	
(1)	茨城県海面利用協議会設置要領	97
(2)	部会の議決事項の取扱いについて	99
(3)	茨城県海面利用協議会、茨城海区部会及び霞ヶ浦北浦海区部会の事務局について	99

○茨城海区漁業調整委員会等の設置根拠及び運営規程等の体系

(設置の根拠)

漁業法第136条第1項

{ 海区の指定(昭和25年農林水産省告示第129号)
 委員会の設置

地方自治法第180条の5第2項第4号
 →委員会の設置

(構成)

漁業法 第138条第2項

海区漁業調整委員会の委員の定数を定める条例 法15人→条例17人

→委員の構成と数

17人 { 漁業者委員 過半数
 学識経験委員 1名以上
 中立委員 1名以上

{ 知事が議会の同意を得て任命
 (漁業法 第138条)

(任期)

漁業法第143条→4年

(書記の設置)

漁業法第137条第6項

(局長等の任命)

事務局規程第4条第1項、第2項

○海面利用協議会

(委員の構成と数)

茨城県海面利用協議会設置要領 第3
(平成6年10月1日施行)

茨城海区部会：7人 { 漁業関係委員 2人
 遊漁関係委員 2人
 海洋性レクリエーション関係委員 1人
 学識経験委員 2人
 (各委員は知事が依頼)

(任期)

茨城県海面利用協議会設置要領 第4
 →2年

(委員会の職務等)

その設置された海区の区域内における漁業に関する事項を処理する。(漁業法第135条、地方自治法第202条の2第5項)



(部会の職務)

茨城地区における漁業者、遊漁者及び海洋性レクリエーション関係者との調整に関する事項を調査、検討する。

○ 海区漁業調整委員会の設置等関係法律

1 地方自治法（抜粋）

（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）

第180条の5

① （略）

② 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左の通りである。

一～三 （略）

四 海区漁業調整委員会

五 内水面漁場管理委員会

③ （略）

④ 前三項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当つては、当該普通地方公共団体の長が第158条第1項の規定により設けるその内部組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。

⑤ 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。

⑥ 普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

⑦ 法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。

⑧ （略）

（その他の委員会の職務権限等）

第202条の2

①～④ （略）

⑤ 海区漁業調整委員会は別に法律の定めるところにより漁業調整のため必要な指示その他の事務を行う。

2 漁業法（抜粋）

（漁業調整委員会）

第134条 漁業調整委員会は、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会とする。

2 海区漁業調整委員会は都道府県知事の監督に、連合海区漁業調整委員会は其の設置された海区を管轄する都道府県知事の監督に、広域漁業調整委員会は農林水産大臣の監督に属する。

（所掌事項）

第135条 漁業調整委員会は、其の設置された海区又は海域の区域内における漁業に関する事項を処理する。

（設置）

第136条 海区漁業調整委員会は、海面につき農林水産大臣が定める海区に置く。

2 農林水産大臣は、前項の規定により海区を定めたときは、これを公示する。

(構成)

第137条 海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が委員の中からこれを選任する。

3 海区漁業調整委員会は、その所掌事務を行うにつき会長を不相当と認めるときは、その決議によりこれを解任することができる。

4 都道府県知事は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

5 専門委員は、学識経験がある者の中から、都道府県知事が選任する。

6 委員会には、書記又は補助員を置くことができる。

(委員の任命)

第138条 委員は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、都道府県知事が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員の定数は、15人（農林水産大臣が指定する海区に設置される海区漁業調整委員会にあつては、10人）とする。ただし、10人から20人までの範囲内において、条例でその定数を増加し、又は減少することができる。

3 前項の定数の変更は、委員の任期満了の場合でなければ、行うことができない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 年齢満18年未満の者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 都道府県知事は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村（海に沿わない市町村であつて、当該海区において漁業を営み、又はこれに従事する者が相当数その区域内に住所又は事業場を有していることその他の特別の事由によつて農林水産大臣が指定したものを含む。）の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者（1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。）が委員の過半数を占めるようにしなければならない。この場合において、都道府県知事は、漁業者又は漁業従事者が営み、又は従事する漁業の種類、操業区域その他の農林水産省令で定める事項に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

6 都道府県知事は、当該海区の特殊な事情により、当該海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の漁業者又は漁業従事者の範囲を拡張し、又は限定することができる。

7 都道府県知事は、第5項に定めるもののほか、第1項の規定による委員の任命に当たっては、資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者並びに海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。

8 都道府県知事は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

9 都道府県知事は、第171条第1項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない場合における第1項の規定による委員の任命に当たっては、第5項及び第7項に定めるもののほか、内水面における漁業に関する識見を有する者が含まれるようにしなければならない。

- 第139条 都道府県知事は、前条第1項の規定により委員を任命しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、漁業者、漁業者が組織する団体その他の関係者に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならない。
- 2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者に関する情報を整理し、これを公表しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前条第1項の規定による委員の任命に当たっては、第1項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。

(委員の任期)

第143条 委員の任期は、4年とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、その任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

3 農林水産省告示第1278号

漁業法（昭和24年法律第267号）第136条第1項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める海区を次のように定める。

令和2年7月8日

漁業法第136条第1項の農林水産大臣が定める海区は、次の表の上(左)欄に掲げる海区ごとに、それぞれ同表の下(右)欄に掲げる海面とする。

海区の名称	海面
(略)	(略)
茨城	茨城県の地先海面（霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦を除く。）
霞ヶ浦北浦	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦（外浪逆浦と霞ヶ浦及び北浦を連絡する水路であって茨城県の区域に属する部分を含む。）
(略)	(略)

4 海区漁業調整委員会の委員の定数を定める条例

(令和2年10月6日茨城県条例第50号)

海区漁業調整委員会の委員の定数は、漁業法（昭和24年法律第267号）第138条第2項ただし書の規定により、次の各号に掲げる海区漁業調整委員会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

- (1) 茨城海区漁業調整委員会 17人
- (2) 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会 12人

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○ 海区漁業調整委員会の権限と機能

1 知事諮問に対する答申・・・・・・・・諮問機関

(1) 知事の諮問に対する答申
漁業法の規定に基づくもの

	規 定 内 容	規定条項	準用(準用条項)
1	資源管理方針を定める場合の知事の諮問に対する答申	第14条 第4項	
2	資源管理方針を変更する場合の知事の諮問に対する答申	第14条 第10項	準用規定 (14-4)
3	知事管理漁獲可能量を定める場合の知事の諮問に対する答申	第16条 第2項	
4	知事管理漁獲可能量を変更する場合の知事の諮問に対する答申	第16条 第5項	準用規定 (16-2)
5	知事許可漁業の規則の制定又は改廃する場合の知事の諮問に対する答申	第57条 第5項	
6	許可又は起業の認可についての適格性のうち、許可を受けようとする船舶等の基準を知事が定め、又は変更しようとする場合の知事の諮問に対する答申	第58条	準用規定 (41-2)
7	新規の許可又は起業の認可に際して公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定める場合の知事の諮問に対する答申	第58条	準用規定 (42-3)
8	新規の許可又は起業の許可をすべき船舶等の数が公示数を超えた場合の許可基準を定める場合の知事の諮問に対する答申	第58条	準用規定 (42-5)
9	許可の有効期間を、規則で定める期間よりも短い期間に定める場合の知事の諮問に対する答申	第58条	準用規定 (46-2)
10	海区漁場計画の案を策定した場合の知事の諮問に対する答申	第64条 第4項	
11	海区漁場計画変更の案を策定した場合の知事の諮問に対する答申	第64条 第8項	準用規定 (64-4)
12	漁業権免許の申請があった場合の知事の諮問に対する答申	第70条	
13	団体漁業権の請求があった場合の知事の諮問に対する答申	第72条 第7項	
14	漁業権の分割又は変更の免許の申請があった場合の知事の諮問に対する答申	第76条 第3項	準用規定 (70)
15	個別漁業権の抵当権の設定を認可する場合の知事の諮問に対する答申	第78条 第3項	
16	個別漁業権の譲渡を認可する場合の知事の諮問に対する答申	第79条 第3項	
17	個別漁業権を取得した者に適格性がなく、適格者に譲渡しないときに漁業権を取り消す場合の知事の諮問に対する答申	第80条 第2項	

	規 定 内 容	規定条項	準用(準用条項)
18	漁業権免許時に条件を付す場合の知事の諮問に対する答申	第86条 第2項	
19	漁業権免許後に条件を付す場合の知事の諮問に対する答申	第86条 第4項	準用規定 (86-2)
20	個別漁業権者が休業中に適格者に操業を許可する場合の知事の諮問に対する答申	第88条 第2項	
21	個別漁業権の休業中の操業許可に条件を付す場合の知事の諮問に対する答申	第88条 第4項	準用規定 (86-2)
22	個別漁業権の休業中の操業許可後に条件を付す場合の知事の諮問に対する答申	第88条 第4項	準用規定 (86-4)
23	個別漁業権の休業中の操業許可権者が1年又は続く2年間休業したとき操業許可を取消す場合の知事の諮問に対する答申	第88条 第4項	準用規定 (89-3)
24	個別漁業権の休業中の操業許可権者が漁場の不適切な利用や利用しないときに指導又は勧告をする場合の知事の諮問に対する答申	第88条 第4項	準用規定 (91-3)
25	個別漁業権の休業中の操業許可権者が免許後に適格性を失ったとき、漁業関係法令違反をしたとき又は漁場の不適切な利用や利用しないときの勧告に従わないとき操業許可の取消し又は行使の停止を行う場合の知事の諮問に対する答申	第88条 第4項	準用規定 (92-3)
26	公益上必要があると認められるとき個別漁業権の休業中の操業許可の変更、取消し又は行使の停止を命ずる場合の知事の諮問に対する答申	第88条 第4項	準用規定 (93-3)
27	漁業権者が1年又は続く2年間休業したとき漁業権を取消す場合の知事の諮問に対する答申	第89条 第3項	
28	漁業権者が漁場の不適切な利用や利用しないときに指導又は勧告をする場合の知事の諮問に対する答申	第91条 第3項	
29	漁業権者が免許後に適格性を失ったとき、漁業関係法令違反をしたとき又は漁場の不適切な利用や利用しないときの勧告に従わないとき漁業権の取消し又は行使の停止を行う場合の知事の諮問に対する答申	第92条 第3項	準用規定 (89-3)
30	公益上必要があると認められるとき漁業権の変更、取消し又は行使の停止を命ずる場合の知事の諮問に対する答申	第93条 第3項	準用規定 (89-3)
31	錯誤により免許したときに免許を取消す場合の知事の諮問に対する答申	第94条	
32	沿岸漁場管理団体を指定しようとする場合の知事の諮問に対する答申	第109条 第3項	
33	沿岸漁場管理団体が、沿岸漁場管理規定を定めるとき又は変更するときの認可申請があった場合の知事の諮問に対する答申	第111条 第4項	
34	沿岸漁場管理団体が適格性を失ったときその指定を取消す場合の知事の諮問に対する答申	第116条 第4項	準用規定 (89-3)
35	沿岸漁場管理団体が保全活動を適切に行っていないとき、又は沿岸漁場管理団体指定時の条件を遵守していないときの勧告に従わないときに団体指定の取消す場合の知事の諮問に対する答申	第116条 第4項	準用規定 (89-3)

	規 定 内 容	規定条項	準用(準用条項)
36	漁業調整規則の制定, 又は改廃する場合の知事の諮問に対する答申	第119条 第8項	
37	委員の任命にあたり, 海区の特殊な事情により, 漁業者又は漁業従事者の範囲を拡張又は限定する場合の知事の諮問に対する答申	第138条 第6項	
38	土地又は土地の定着物の使用権の設定に関する協議の認可の申請があった場合の知事の諮問に対する答申	第165条 第2項	
39	土地又は土地の定着物の所有者又は権利者が, 使用権の協議中に土地の形質の変更又は土地の定着物の破損若しくは撤去について許可を受ける場合の知事の諮問に対する答申	第165条 第5項	
40	休業中の漁業許可の変更, 取消, 又はその行使の停止処分により生じた損失に対する補償すべき金額を決定する場合の知事の諮問に対する答申	第177条 第14項	準用規定 (177-3)
41	公益上必要があると認めるときの漁業許可の変更, 取消, 又はその行使の停止処分により生じた損失に対する補償すべき金額を決定する場合の知事の諮問に対する答申	第177条 第14項	準用規定 (177-3)
42	調整委員会が命じた, 他人の土地に立ち入っての障害物の移転若しくは除去等により生じた損失に対する補償すべき金額を決定する場合の知事の諮問に対する答申	第177条 第14項	準用規定 (177-3)
43	県知事が命じた, 他人の土地に立ち入っての障害物の移転若しくは除去等により生じた損失に対する補償すべき金額を決定する場合の知事の諮問に対する答申	第177条 第14項	準用規定 (177-3)
44	休業中の漁業許可の変更, 取消, 又はその行使の停止処分により利益を受ける者があるとき補償すべき金額の全部又は一部を負担させる場合の知事の諮問に対する答申	第177条 第14項	準用規定 (177-7)
45	公益上必要があると認めるときの漁業許可の変更, 取消, 又はその行使の停止処分により利益を受ける者があるとき補償すべき金額の全部又は一部を負担させる場合の知事の諮問に対する答申	第177条 第14項	準用規定 (177-7)

漁業法施行令の規定に基づくもの

	規 定 内 容	規定条項	準用(準用条項)
1	大臣が施行令20条1項の権限を履行するとき, 知事が同意する場合の, 知事の諮問に対する答申	第21条 第3項	

水産資源保護法の規定に基づくもの

	規 定 内 容	規定条項	準用(準用条項)
1	水産動植物の採捕制限等に関する規則の制定, 又は改廃する場合の知事の諮問に対する答申	第4条 第7項	

	規 定 内 容	規定条項	準用(準用条項)
2	水産動植物の保護・培養のため保護水面を指定する場合の知事の諮問に対する答申	第18条 第3項	
3	保護水面の区域の変更, 又は指定を解除する場合の知事の諮問に対する答申	第19条 第2項	準用規定 (18-3)
4	保護水面の管理計画の策定, 又は変更する場合の知事の諮問に対する答申	第21条 第4項	準用規定 (18-3)

沿岸漁場整備開発法の規定に基づくもの

	規 定 内 容	規定条項	準用(準用条項)
1	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を策定する場合の知事の諮問に対する答申	第7条の2 第1項	
2	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を変更する場合の知事の諮問に対する答申	第7条の3 第2項	準用規定 (7の2-1)
3	特定水産動物育成事業を認可する場合の知事の諮問に対する答申	第10条	
4	特定水産動物育成事業を実施する育成水面の区域又は育成水面利用規則の変更を認可する場合の知事の諮問に対する答申	第12条 第3項	準用規定 (10)
5	特定水産動物育成事業を実施する育成水面の区域又は育成水面利用規則の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告する場合の知事の諮問に対する答申	第14条	
6	指定法人が行う放流効果実証事業の業務実施計画を認可する場合の知事の諮問に対する答申	第18条	
7	指定法人が行う放流効果実証事業の業務実施計画を変更認可する場合の知事の諮問に対する答申	第20条 第2項	準用規定 (18)

茨城県海面漁業調整規則の規定に基づくもの

	規 定 内 容	規定条項	漁業法の根拠
1	申請者が適格性を有しないとき又は同種の漁業許可の不当な集中に至るおそれがあるときに, 許可又は起業の認可をしない場合の知事の諮問に対する答申	第10条 第2項	
2	許可又は起業の認可についての適格性のうち, 許可を受けようとする船舶等の基準を知事が定め, 又は変更しようとする場合の知事の諮問に対する答申	第11条 第2項	第58条 準用規定 (41-2)
3	新規の許可又は起業の認可に際して公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定める場合の知事の諮問に対する答申	第12条 第3項	第58条 準用規定 (42-3)
4	新規の許可又は起業の許可をすべき船舶等の数が公示数を超えた場合の許可基準を定める場合の知事の諮問に対する答申	第12条 第5項	第58条 準用規定 (42-5)

	規 定 内 容	規定条項	漁業法の 根拠
5	許可又は起業の認可の申請において、許可又は認可すべき漁業者の数が公示した数を超過した際の、許可の基準を定める場合の知事の諮問に対する答申	第12条 第7項	
6	許可又は起業の認可後に条件をつけようとする場合の知事の諮問に対する答申	第14条 第2項	
7	許可の有効期間を、規則で定める期間よりも短い期間に定める場合の知事の諮問に対する答申	第16条 第2項	第58条 準用規定 (46-2)
8	休業により許可を取り消す場合の知事の諮問に対する答申	第21条 第1項	
9	許可又は起業の認可を受けた者が、適格性を有する者でなくなったとき又は同種の漁業許可の不当な集中に至るおそれがあるとき、その許可等を取消す場合の知事の諮問に対する答申	第23条 第1項	
10	許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したとき、当該許可等の変更、取り消し又はその効力の停止を命ずる場合の知事の諮問に対する答申	第23条 第2項	
11	許可又は起業の認可の変更、取り消し、又はその効力の停止を命ずる場合の知事の諮問に対する答申	第24条 第1項	

(2) 大臣の諮問に対する答申

漁業法施行令の規定に基づくもの

	規 定 内 容	規定条項	準用(準用 条項)
1	漁業法183条1項(漁場が二以上の都道府県知事の管轄に属する場合、大臣が管轄知事を指定する場合、大臣が管轄する場合)を履行する場合、知事、調整委員会の意見を聞かなければならない。	第20条 第2項	

2 知事に対する建議・・・・・・・・建議機関

漁業法の規定に基づくもの

	規 定 内 容	規定条項	準用(準用 条項)
1	委員会が発出した水産動植物の採捕に関する制限、禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限、その他必要な指示に従わない者がある場合知事に指示に従うべきことを命ずるよう申請できる。	第120条 第8項	

3 決定・・・・・・・・決定機関

(1) 裁定

漁業法の規定に基づくもの

	規 定 内 容	規定条項	準用(準用条項)
1	入漁権の設定, 変更又は消滅に関する裁定申請があった場合, 相手方に通知し, 公示する。	第100条 第2項	
2	入漁権の設定, 変更又は消滅に関する裁定申請公示2週間経過後に審議を開始しなければならない。	第100条 第4項	
3	入漁権の設定, 変更又は消滅に関する裁定をした場合, 裁定申請者に通知し, 公示する。	第100条 第7項	
4	土地又は土地の定着物の使用権の設定に関する協議の認可を受けた者から協議が調わず, 又は協議ができないとき裁定申請があった場合, 土地又は土地の定着物の所有者又は権利者にこれを通知し, 公示する。	第166条 第2項	
5	土地又は土地の定着物の使用権の設定に関する協議の認可を受けた者から協議が調わず, 又は協議ができないときの裁定申請公示2週間経過後に審議を開始しなければならない。	第166条 第6項	
6	使用が3年以上又は土地若しくは土地の定着物の形質の変更を来すような使用権の設定をすべき旨の裁定をしようとする場合において, 土地又は土地の定着物の所有者又は権利者から, 使用権の設定に代えて土地又は土地の定着物を買取るべき申請があった場合, 買取るべき旨の裁定をしなければならない。	第166条 第8項	
7	使用権を設定すべき旨の裁定をしようとする場合において, 土地の上に定着物を有する者から当該工作物の移転料に関する裁定申請があった場合, 当該工作物の移転料に関する裁定をしなければならない。	第166条 第9項	
8	裁定したときは, 土地又は土地の定着物の所有者又は権利者に通知し, 公示しなければならない。	第166条 第11項	
9	土地又は土地の定着物を貸付しているとき, 貸付契約の内容の変更又は解除に関する裁定申請があった場合, 当事者にこれを通知し, 公示する。	第167条 第2項	準用規定 (166-2)
10	土地又は土地の定着物を貸付しているとき, 貸付契約の内容の変更又は解除に関する裁定申請公示2週間経過後に審議を開始しなければならない。	第167条 第2項	準用規定 (166-6)
11	裁定したときは, 当事者に通知し, 公示しなければならない。	第167条 第4項	準用規定 (166-11)

漁業法施行規則に基づくもの

	規 定 内 容	規定条項	準用(準用条項)
1	土地又は土地の定着物の使用権の設定に関する協議の認可を受けた者から協議が調わず、又は協議ができないとき裁定申請記載事項を記載した申請書を海区漁業調整委員会に提出	第55条	
2	土地又は土地の定着物を貸付しているとき、貸付契約の内容の変更又は解除に関する裁定申請記載事項を記載した申請書を海区漁業調整委員会に提出	第56条	

(2) 指示

漁業法の規定に基づくもの

	規 定 内 容	規定条項	準用(準用条項)
1	第1種共同漁業権、第5種共同漁業権を取得した場合に組合員以外の者との行使を適切にするため、必要な指示をする。	第72条 第8項	
2	漁業調整のため等必要がある場合には、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限、禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限、その他必要な指示ができる。	第120条 第1項	
3	都道府県は、委員会が行う漁業調整のため等必要がある場合の、関係者に対する水産動植物の採捕に関する制限、禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限、その他必要な指示について指示できる。	第120条 第3項	

4 意見の聴取及び公聴会の開催

(1) 意見の聴取

漁業法の規定に基づくもの

	規 定 内 容	規定条項	準用(準用条項)
1	漁業権免許をしない旨意見を述べる場合は、申請者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第71条 第5項	
2	漁業権の分割又は変更の免許をしない意見を述べる場合は、申請者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第76条 第3項	準用規定 (71-5)
3	漁業権免許後に条件を付すべき旨意見を述べる場合は、申請者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第86条 第4項	準用規定 (86-2)
4	個別漁業権の休業中の操業を許可をしない意見を述べる場合は、申請者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第88条 第4項	準用規定 (71-5)
5	個別漁業権の休業中の操業許可後に条件を付すべき旨意見を述べる場合は、申請者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第88条 第4項	準用規定 (86-4)

	規 定 内 容	規定条項	準用(準用条項)
6	個別漁業権の休業中の操業許可権者の休業による操業許可を取り消す意見を述べる場合は、操業許可権者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第88条 第4項	準用規定 (89-4)
7	個別漁業権の休業中の操業許可権者が免許後に適格性を失ったとき、漁業関係法令違反をしたとき又は漁場の不適切な利用や利用しないときの勧告に従わないときに操業許可の取消し又は行使の停止の意見を述べる場合は、操業許可権者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第88条 第4項	準用規定 (92-3)
8	公益上必要があると認められるときの個別漁業権の休業中の操業許可の変更、取消し又は行使の停止を命ずる意見を述べる場合は、操業許可権者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第88条 第4項	準用規定 (93-3)
9	休業により漁業権を取り消す意見を述べる場合は、漁業権者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第89条 第4項	
10	漁業権者が免許後に適格性を失ったとき、漁業関係法令違反をしたとき又は漁場の不適切な利用や利用しないときの勧告に従わないときに漁業権の取消し又は行使の停止の意見を述べる場合は、漁業権者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第92条 第3項	準用規定 (89-4)
11	公益上必要があると認められるときの漁業権の変更、取消し又は行使の停止を命ずる意見を述べる場合は、漁業権者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第93条 第3項	準用規定 (89-4)
12	沿岸漁場管理団体が適格性を失ったときその指定を取消す意見を述べる場合は、漁業権者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第116条 第4項	準用規定 (89-4)
13	沿岸漁場管理団体が保全活動を適切に行っていないとき、又は沿岸漁場管理団体指定時の条件を遵守していないときの勧告に従わないときに団体指定の取消す意見を述べる場合は、漁業権者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第116条 第4項	準用規定 (89-4)
14	休業中の漁業許可の変更、取消、又はその行使の停止処分により利益を受ける者があるとき補償すべき金額の全部又は一部を負担させる意見を述べる場合は、漁業権者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第177条 第14項	準用規定 (177-7)
15	公益上必要があると認めるときの漁業許可の変更、取消、又はその行使の停止処分により利益を受ける者があるとき補償すべき金額の全部又は一部を負担させる意見を述べる場合は、漁業権者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第177条 第14項	準用規定 (177-7)

漁業法施行令の規定に基づくもの

規定内容	規定条項	準用(準用条項)
1 行政手続法第二章第二節(聴聞)の規定(第15条第1項第4号, 第18条第1項, 第19条, 第20条第6項, 第25条から第28条までを除く)は89条4項(86条4項(88条4項(88条5項の準用含む)の準用含む), 88条4項, 92条3項(88条4項の準用含む), 93条3項(88条4項の準用含む), 116条4項及び169条3項, 177条14項で準用する同条7項の準用含む)の意見の聴取において準用する。 この場合, 行政手続法16条4項の「行政庁」と「主催者」は「海区漁業調整委員会」と, 18条2項の「前項」は「漁業法89条6項」と, 「当事者」とあるのは, 「当事者等」と, 18条3項, 20条1項, 2項, 4項, 24条3項の「行政庁」は「県」と, 18条3項の「前二項」は「漁業法89条6項」と読み替える。	第9条 第1項	準用規定 (行政手続法)
2 定めのない事項は委員会が定める。	第9条 第3項	

漁業法施行規則の規定に基づくもの

規定内容	規定条項	準用(準用条項)
1 海区漁場計画の案に公聴会で意見を述べる場合の意見を述べること ができる者の数を制限することができる。	第23条	

(2) 公聴会の開催

漁業法の規定に基づくもの

規定内容	規定条項	準用(準用条項)
1 海区漁場計画の案に意見を述べる場合は, 公聴会を開催し, 利害関係人の意見を聞く。	第64条 第5項	
2 海区漁場計画変更の案に意見を述べる場合は, 公聴会を開催し, 利害関係人の意見を聞く。	第64条 第8項	準用規定 (64-5)

5 その他

(1) 調査権

漁業法の規定に基づくもの

	規 定 内 容	規定条項	準用(準用条項)
1	委員会は、漁業者、漁業関係者に出頭を求め必要な報告を聴し、漁場、事務所等を調査させることができる。	第157条 第1項	
2	委員会は、他人の土地に立ち入って、測量し、検査し又は測量、検査の障害物を移転若しくは除去することができる。	第157条 第2項	

(2) 同意

漁業法の規定に基づくもの

	規 定 内 容	規定条項	準用(準用条項)
1	委員は正当な事由があるときは、知事及び委員会の同意を得て辞任できる。	第141条	

(3) 通知受理

漁業法施行令の規定に基づくもの

	規 定 内 容	規定条項	準用(準用条項)
1	漁業法183条1項(漁場が二以上の都道府県に知事の管轄に属する場合、大臣が管轄知事を指定する場合、大臣が管轄する場合)を履行する場合、知事、調整委員会に通知しなければならない。	第20条 第3項	
2	施行令20条2項により大臣が管轄する場合、知事、調整委員会に通知しなければならない。	第21条 第4項	

(4) 報告受理

漁業法の規定に基づくもの

	規 定 内 容	規定条項	準用(準用条項)
1	知事は、個別漁業権の休業中の操業許可権者から報告を受けた資源管理状況、漁場の活用状況その他の事項について、調整委員会に報告する。	第88条 第4項	準用規定 (90-2)
2	知事は、漁業権者から報告を受けた資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の事項について、調整委員会に報告する。	第90条 第2項	
3	知事は、沿岸漁場管理団体からの保全活動の実施状況、収支状況その他の事項の報告について、調整委員会に報告する。	第112条 第3項	

○ 委員会の会議

漁業法（抜粋）

（委員会の会議）

第145条 海区漁業調整委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 海区漁業調整委員会の会議は、公開する。

4 会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第146条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事に参与することができない。ただし、海区漁業調整委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言することができる。

漁業法施行令（抜粋）

（会長の職務）

第13条 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会長は、それぞれ、会務を総理し、会を代表する。

2 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。

（海区漁業調整委員会の会議）

第14条 海区漁業調整委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときの会議は、都道府県知事が招集する。

2 会長（会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときは、都道府県知事）は、在任委員の3分の1以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して海区漁業調整委員会の会議を招集すべき旨の要求があったときは、会議を招集しなければならない。

3 海区漁業調整委員会の会議に関し必要な事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、海区漁業調整委員会の会議で定める。

（連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会議）

第15条 前条の規定は、連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会議について準用する。

漁業法施行規則（抜粋）

（議事録）

第47条 法第145条第4項（法第173条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による議事録の公表は、会議の終了後、遅滞なく行わなければならない。

2 法第145条第4項の規定による議事録の公表の期間は、当該公表の日から3年間とする。

○ 茨城海区漁業調整委員会会議規程

〔昭和36年3月20日
規程第1号〕

改正 令和2年12月3日規程第4号

(趣旨)

第1条 茨城海区漁業調整委員会の会議は、漁業法（昭和24年12月15日法律第267号）に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集及び議長)

第2条 会議は、会長が必要であると認めるとき、又は委員の3分の1以上の者から書面で会議に付すべき事件を示して請求があったときに招集する。

2 会議は、会長が招集し議長となる。ただし、会長に事故があり、かつ委員が互選した者にも事故があるときは、委員の中で最年長の者が議長となる。

3 会議の招集は、会議開催の日及び場所とともに、会議に付すべき議案、その他必要事項を5日前までに各委員及び関係者に通知して行う。

4 委員は、遅参、又は欠席しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

(令和2規程4・一部改正)

(会議の順序)

第3条 会議は、おおむね次の各号に掲げる順序で行う。

- (1) 開会
- (2) 会長の挨拶
- (3) 議事
- (4) その他
- (5) 閉会

(令和2規程4・一部改正)

(会議の発言)

第4条 会議において発言しようとする者は、議長の許可を得なければならない。

2 議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。

(令和2規程4・一部改正)

(動議の提出)

第5条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、議長は、会議に諮ってこれを議題としなければならない。

(令和2規程4・一部改正)

(採決)

第6条 議長は、委員が議事について自由に質疑し、意見を述べ論旨が尽きたときは、会議に諮って採決しなければならない。

2 採決は、議長が異議の有無を問うて行う。ただし、議長が必要と認めるとき、及び出席委員の過半数より請求があったときは、投票によつて採決することができる。

(令和2規程4・一部改正)

(傍 聴)

第7条 会議は、議長の許可を得て傍聴することができる。

2 傍聴に関して必要な事項は別に定める。

(議事録)

第8条 会議の次第は、議事録に記載しなければならない。ただし軽易な事項に関しては記載を省略することができる。

2 議事録には、議長及び議長の指名する出席委員2人以上が署名しなければならない。

(令和2規程4・一部改正)

第9条 議事録には、おおむね次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日及び時間
- (2) 会議の開閉、延会、中止及び休憩に関する事項並びにその日時
- (3) 出席及び欠席委員の議席番号及び氏名
- (4) 会議に出席した関係者の氏名
- (5) 会議に付した議題
- (6) 議題となつた発議及び討議の内容並びに発議者及び討議者の議席番号及び氏名
- (7) 議決事項
- (8) その他必要と認めた事項

(令和2規程4・一部改正)

(その他必要な事項)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮つて定める。

(令和2規程4・一部改正)

付 則

この規程は、昭和36年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年規程第4号)

この規程は、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

○ 茨城海区漁業調整委員会傍聴人規程

〔昭和36年3月20日
規程第3号〕

改正 令和2年12月3日規程第2号

第1条 茨城海区漁業調整委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、年令、住所及び職業を受付簿に記入し議長の許可を受けなければならない。

(令和2規程2・一部改正)

第2条 傍聴人の数は、会場及びその他の状況により制限することができる。

(令和2規程2・一部改正)

第3条 次の各号の1に該当する者は傍聴を許さない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認めらる器物等を携帯している者
- (3) 名目の何たるを問わず、旗又はのぼりの類を所持する者
- (4) 形の大小を問わず、貼紙、ビラ、掲示板又はプラカード類を所持する者
- (5) 前各号のほか、傍聴を不相当と認められる者

(令和2規程2・一部改正)

第4条 傍聴人は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、雑談又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 帽子をかぶること。ただし、病気その他の正当な理由がある場合は、この限りでない。
- (5) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

2 前各号の行為を行う者があるときは、議長はこれを制止し、これに従わない者があるときは退場を命ずることができる。

(令和2規程2・一部改正)

第5条 傍聴人は、議長が傍聴を禁じたとき、又は退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(令和2規程2・一部改正)

第6条 傍聴人は、議長の要請があった事項にのみ限って発言を許可されることがある。

第7条 傍聴人は、前各条に定めるもののほか、議長の指示に従わなければならない。

付則

この規程は、昭和36年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年規程第2号)

この規程は、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

○茨城海区漁業調整委員会の公聴会に関する手続規程

昭和36年3月20日
規程第2号

改正 平成6年10月20日規程第3号
令和2年12月3日規程第7号

(趣旨)

第1条 茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が漁業法の規程に基づいて、公聴会を開催しようとするときは、この規程の定めるところによる。

（平成6規程3・一部改正，令和2規程7・一部改正）

(開催の決定)

第2条 委員会において、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

（平成6規程3・一部改正，令和2規程7・一部改正）

(会議上の拘束)

第3条 委員会は、公聴会においては討論及び表決を行わない。

（平成6規程3・一部改正，令和2規程7・一部改正）

(日時及び案件の公示)

第4条 委員会は、公聴会を開催しようとするときは、その開催の期日から7日前までに日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。

2 前項の公示は、次に掲げる方法のいずれかによって行うものとする。

- (1) 県の公報に掲載すること
- (2) 茨城県庁の掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示すること

（平成6規程3・一部改正，令和2規程7・一部改正）

(文書の提出)

第5条 委員会は、公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述者」という。）にあらかじめ発言内容の要旨等を文書で提出させることができる。

（平成6規程3・一部改正）

(公述者の範囲)

第6条 公聴会における公述者の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係のある者

（平成6規程3・一部改正）

(公述の機会均等)

第7条 公聴会において意見を聴こうとする案件につき、賛成者と反対者がいるときは、双方から

公述者を選ばなければならない。

(公述者の発言)

第8条 公述者は、公聴会の期日に出席し、自己の氏名、年令、住所及び職業を発表し会長の許可を得たうえ発言しなければならない。

(平成6規程3・一部改正)

第9条 公述者の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

2 公述者の発言が、前項の範囲を超え、又は不穏当な言行があったときは、会長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(平成6規程3・一部改正)

(委員の質疑)

第10条 委員会の委員は、公述者に対して質疑することができる。ただし、公述者が委員に質疑することはできない。

(平成6規程3・一部改正)

(代理人又は文書による公述)

第11条 公述者は委員会の同意を得た場合に限り、代理人をして意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができる。

2 前項の規定により公述者の代理人として発言するものは代理人であることを証明する書面を提出しなければならない。

(平成6規程3・一部改正)

付 則

この規程は、昭和36年4月1日から施行する。

付 則 (平成6年規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則 (令和2年規程第7号)

この規程は、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

参考 ○ 漁業法施行規則 (抜粋)

(海区漁業調整委員会による意見の聴取)

第23条 法第64条第5項(法第67条第2項において準用する場合を含む。)の公聴会に出席して意見を述べようとする者は、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を海区漁業調整委員会に申し出なければならない。

2 海区漁業調整委員会の会長は、前項の規定による申出をした者が多数あることにより、公聴会の期日において、これらの者の全てに意見を述べさせることができないと認めるときは、意見を述べることができる者の数を制限することができる。この場合において、海区漁業調整委員会の会長は、多様な趣旨の意見を聴取することを旨として、公聴会において意見を述べることができる者を定めるものとする。

3 海区漁業調整委員会の会長は、前項の規定による制限によって公聴会において意見を述べることができないこととなる者に対して、その旨を通知しなければならない。

○茨城海区漁業調整委員会の意見の聴取に関する手続規程

平成6年10月20日
規程第2号

改正 平成12年3月23日規程第1号
令和2年12月3日規程第1号

(趣旨)

第1条 茨城海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が行う漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第86条第1項(免許後に条件を付ける場合に限る。),第89条第1項,第92条第1項及び第2項並びに第93条第1項(これらの規定を法第88条第4項(同条第5項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。),法第116条第2項及び第3項並びに第177条第14項において準用する同条第6項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については,法及び漁業法施行令(昭和25年政令第30号。以下「令」という。)に定めるもののほか,この規程に定めるところによる。

(平12海漁調委規程1・一部改正,令2海漁調委規程1・一部改正)

(開催の決定)

第2条 委員会において,意見の聴取を行おうとするときは,あらかじめその決議をしなければならない。

(平12海漁調委規程1・一部改正,令2海漁調委規程1・一部改正)

(会議上の拘束)

第3条 委員会は,意見の聴取においては討論及び表決を行わない。

(期日及び案件の公示)

第4条 委員会は,意見の聴取を行おうとするときは,意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに,令第9条第1項において準用する行政手続法(平成5年法律第88号)第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。

2 前項の公示は次に掲げる方法のいずれかによって行うものとする。

(1) 県の公報に掲載

(2) 茨城県庁の掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示

(平12海漁調委規程1・一部改正,令2海漁調委規程1・一部改正)

(意見の聴取の期日の変更)

第5条 委員会が意見の聴取のための通知をした場合において,当事者は,やむを得ない理由があるときは,委員会に対し,意見の聴取の期日の変更を申し立てることができる。

2 委員会は,前項の申立てにより又は職権で,意見の聴取の期日を変更することができる。

3 委員会は,前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは,速やかに,その旨を当事者及び参加人(意見の聴取の期日を変更した時までに令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による求めを受諾し,又は同項の許可を受けている者に限る。)に通知しなければならない。

(平12海漁調委規程1・旧6条繰上・一部改正,令2海漁調委規程1・一部改正)

(意見の聴取の期日における審理の方式)

第6条 委員会は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて弁明するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、弁明を制限することができる。

2 委員会は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずることその他意見の聴取の審理の秩序を維持するために必要な措置を講ずることができる。

(平12海漁調委規程1・旧第7条繰上・一部改正)

(参加人の参加許可の手続)

第7条 令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。

(平12海漁調委規程1・旧第8条繰上・一部改正、令2海漁調委規程1・一部改正)

(補佐人の出頭許可の手続)

第8条 令第9条第1項において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 意見の聴取の審理における補佐人の弁明については、当該当事者又は参加人がこれを直ちに取
り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら弁明したものとみなす。

(平12海漁調委規程1・旧第10条繰上・一部改正、令2海漁調委規程1・旧第9条繰上・一部改正)

(陳述書の記載事項)

第9条 令第9条第1項において準用する行政手続法第21条第1項に規定する陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る事案についての意見を記載するものとする。

(平12海漁調委規程1・旧第11条繰上・一部改正、令2海漁調委規程1・旧第10条繰上・一部改正)

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第10条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

- (1) 意見の聴取の件名
- (2) 意見の聴取の期日及び場所
- (3) 意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人(以下この項において「当事者等」という。)の氏名及び住所
- (4) 意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等が出頭しなかったことについての正当な理由の有無
- (5) 当事者等の弁明の要旨(提出された陳述書における弁明を含む。)
- (6) 提出された証拠の標目
- (7) その他参考となるべき事項

2 意見の聴取の調書には、書面、図面、写真その他委員会が適当と認めるものを添付して調書の

一部とすることができる。

3 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張

(2) 前号の主張に理由があるか否かについての委員会の意見

(3) 前号の意見についての理由

(平12海漁調委規程1・旧第12条繰上・一部改正、令2海漁調委規程1・旧第11条繰上・一部改正)

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第11条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知するものとする。

(平12海漁調委規程1・旧第13条繰上・一部改正、令2海漁調委規程1・旧第12条繰上・一部改正)

(意見の聴取の再開)

第12条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第9条第1項において準用する行政手続法第22条第3項の規程は、この場合について準用する。

(平12海漁調委規程1・旧第15条繰上・一部改正、令2海漁調委規程1・旧第13条繰上・一部改正)

付則

この規程は、公布の日から施行する。

付則(平12海漁調委規程第1号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付則(令2海漁調委規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

参考 ○ 漁業法施行令(抜粋)

(海区漁業調整委員会等が行う意見の聴取)

第9条 行政手続法(平成5年法律第88号)第3章第2節(第15条第1項第4号、第18条第1項、第19条、第20条第6項及び第25条から第28条までを除く。)の規定は、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会が行う法第89条第4項(法第86条第4項(法第88条第4項(同条第5項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))において準用する場合を含む。))、第88条第4項、第92条第3項(法第88条第4項において準用する場合を含む。))、第93条第3項(法第88条第4項において準用する場合を含む。))、第116条第4項及び第169条第3項並びに法第177条第14項において読み替えて準用する同条第7項において準用する場合を含む。)の意見の聴取について準用する。この場合において、行政手

続法第15条第1項及び第3項並びに第16条第4項中「行政庁」とあり、同法第17条第1項中「第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）」とあり、並びに同法第20条第1項から第5項まで、第21条、第22条第1項、第23条並びに第24条第1項及び第3項中「主宰者」とあるのは「海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会」と、同法第18条第2項中「前項」とあるのは「漁業法第89条第6項（漁業法施行令第7条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。））」と、「当事者等」とあるのは「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下「当事者等」という。））」と、同法第18条第3項及び第24条第3項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第18条第3項中「前2項」とあるのは、「漁業法第89条第6項及び前項」と、同法第20条第1項、第2項及び第4項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

- 2 法第89条第6項の規定は、前項において準用する行政手続法第17条第2項に規定する参加人であって、法第86条第1項、第89条第1項、第92条第1項若しくは第2項若しくは第93条第1項の規定（これらの規定を法第88条第4項において準用する場合を含む。）、第116条第2項若しくは第3項若しくは第169条第2項の規定又は法第177条第14項において準用する同条第6項の規定による処分がされた場合に自己の利益を害されることとなるものについて準用する。
- 3 前2項に定めるもののほか、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会が行う第1項に規定する意見の聴取に関し必要な事項は、それぞれ海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会が定める。

(参考：読み替え表)

第15条第1項及び第3項 第16条第4項	行政庁	海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会
第17条第1項	第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）	
第18条第2項	前項	漁業法第89条第6項（漁業法施行令第7条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）
	当事者等	当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下、「当事者等」という。）
第18条第3項 第24条第3項	行政庁	都道府県知事
第18条第3項	前2項	漁業法第89条第6項及び前項
第20条第1項から第5項まで 第21条 第22条第1項 第23条 第24条第1項及び第3項	主宰者	海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会
第20条第1項、第2項及び第4項	行政庁	都道府県

参考 ○ 行政手続法 (抜粋)

(下線部は漁業法施行令 (前掲) によって読み替えるもの)

第3章 第1節

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

(2) 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であつて、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

3 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつてその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

4 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

5 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。

第2節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日及び場所
- (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第2項第6号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合におい

て、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。
- 3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)

第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。
 - (1) 当該聴聞の当事者又は参加人
 - (2) 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
 - (3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人
 - (4) 前3号に規定する者であった者
 - (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
〔平11法151本号改正〕
 - (6) 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。
- 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。
- 6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

- 2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

- 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。
- 3 第15条第3項〈聴聞の通知の方式〉の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人

の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「揭示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「揭示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、揭示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

（当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結）

- 第23条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。
- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

（聴聞調書及び報告書）

- 第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。
- 2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。
- 3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。
- 4 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

（聴聞の再開）

- 第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第三項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項（続行期日等の通知）の規定は、この場合について準用する。

（聴聞を経てされる不利益処分の決定）

- 第26条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第24条第1項の調書の内容及び同条第3項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

（審査請求の制限）

- 第27条 この節の規程に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

（役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例）

- 第28条 第13条第1項第1号ハに該当する不利益処分に係る聴聞において第15条第1項の通知があった場合におけるこの節の規定の適用については、名あて人である法人の役員、名あて

人の業務に従事する者又は名あて人の会員である者（当該処分において解任し又は除名すべきこととされている者に限る。）は、同項の通知を受けた者とみなす。

- 2 前項の不利益処分のうち名あて人である法人の役員又は名あて人の業務に従事する者（以下この項において「役員等」という。）の解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、当該処分にその名あて人が従わないことを理由として法令の規定によりされる当該役員等を解任する不利益処分については、第13条第1項の規定にかかわらず、行政庁は、当該役員等について聴聞を行うことを要しない。

第3節 弁明の機会の付与

（弁明の機会の付与の方式）

第29条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

- 2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第30条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- （1） 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
- （2） 不利益処分の原因となる事実
- （3） 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

（聴聞に関する手続の準用）

第31条 第15条第3項（聴聞の通知の方式）及び第16条（代理人）の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第30条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第30条」と、「同条第三項後段」とあるのは「第31条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

○ 茨城海区漁業調整委員会事務局規程

〔昭和38年5月1日〕
規程第1号

改正 昭和52年3月10日規程第1号
昭和53年6月29日規程第1号
昭和61年3月26日規程第1号
昭和61年9月22日規程第3号
昭和63年5月26日規程第1号
平成5年8月26日規程第2号
平成6年9月29日規程第1号
平成12年9月8日規程第2号
平成28年3月31日規程第1号
令和2年12月3日規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の事務局の設置、組織及び権限等に関し必要な事項を定めるものとする。

(令和2規程3・一部改正)

(事務局の設置)

第2条 委員会に事務局をおく。

(分掌事務)

第3条 事務局の分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書の收受、発送及び保存に関する事。
- (3) 諮問の受理、付託及び答申に関する事。
- (4) 要望等の受理、付託及び処理に関する事。
- (5) 海面利用協議会に関する事。
- (6) 議事録作成に関する事。
- (7) 委員会の諸規程の制定及び改廃に関する事。

(昭和63規程1・全改，平成6規程1・令和2規程3・一部改正)

(職及び職務)

第4条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）、主任及び主事を置き、書記のうちから委員会が命ずる。

- 2 事務局に必要な応じ、副主査、係長を置き、書記のうちから委員会が命ずる。
- 3 局長は、会長の指揮を受け、事務局の事務を総理し、職員を指揮監督する。
- 4 副主査及び係長は、上司の命を受け、特に命じられた事項を処理する。
- 5 主任及び主事は、上司の命を受け事務を処理する。

(昭和63規程1・全改，平成28規程1・令和2規程3・一部改正)

(代決)

第5条 局長が不在のとき（事故があるとき、又は欠けたときを含む。）は、あらかじめ局長の

指定した職員が、その職務を代決する。

- 2 前項の場合において、重要若しくは異例に属する事務又は新たな計画に関する事務については、代決することができない。ただし、あらかじめ処理の方針を指示されたもの又は特に緊急を要するものは代決することができる。3前2項の規程により代決した事項のうち代決者において必要と認めるものについては、局長の後閲を受けなければならない。

(局長の専決)

第6条 局長は次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (2) 職員の服務に関する諸届の受理に関すること。
- (3) 職員の事務分担の決定に関すること。
- (4) 職員の職務専念義務の免除及び有給休暇の承認に関すること。
- (5) 職員の旅行命令及び復命の受理に関すること。
- (6) 職員の時間外勤務、休日勤務の命令に関すること。
- (7) 軽易な報告、照会及び回答に関すること。
- (8) 茨城県個人情報の保護に関する条例（平成5年茨城県条例第2号）の規定に基づく個人情報の開示又は不開示及び訂正又は不訂正の決定並びにこれらの決定期間の延長の決定
- (9) 茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）の規定に基づく行政文書の開示又は不開示の決定及びその決定期間の決定
- (10) その他軽易な事項に関すること。

(昭和52規程1・昭和61規程3・平成5規程2・平成12規定2・令和2規程3・一部改正)

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局の職員の服務並びに文書の処理及び整理保存に関しては、知事部局の例による。

(令和2規程3・一部改正)

付 則

茨城海区漁業調整委員会事務局規程（昭和36年規程第4号）は廃止する。

付 則（昭和52年規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（昭和53年規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（昭和61年規程第1号）

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則（昭和61年規程第3号）

この規程は、昭和61年10月1日から施行する。

付 則（昭和63年規程第1号）

この規程は、昭和63年6月1日から施行する。

付 則（平成5年規程第2号）

この規程は、平成5年10月1日から施行する。

付 則（平成6年規程第1号）

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

付 則 (平成12年規程第2号)

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

付 則 (平成28年規程第1号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年規程第3号)

この規程は、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

○ 茨城海区漁業調整委員会公告式規程

〔昭和36年3月20日
規程第5号〕

改正 令和2年12月3日規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、茨城海区漁業調整委員会規程その他公表を要するものの公告に関する事項を定めるものとする。

(令和2規程5・一部改正)

(規程の公告)

第2条 規程は、議決のあった日から起算して7日以内に公告するものとする。

2 規程を公告するときは、番号、年月日、前文及び茨城海区漁業調整委員会長名を記入するものとする。

3 規程の公告は茨城県報に登載して行う。ただし、天災事変等により茨城県報に登載して公告できないときは、茨城県庁の掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示してこれに代えることができる。

(令和2規程5・一部改正)

(施行期日)

第3条 規程は、当該規程に施行期日を定めるもののほか、公告の日から起算して10日を経過した日から施行する。

(規程以外の事項の公表)

第4条 茨城海区漁業調整委員会の所掌事務に関する事項で公表を要するものの公告は、第2条第3項の規定を準用する。

付 則

この規程は、昭和36年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年規程第5号)

この規程は、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

参考 ○ 茨城県公告式条例 (抜粋)

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に知事が署名しなければならない。

2 公布する条例の書式は、左横書きとするものとする。

3 条例の公布は、茨城県報に登載して行なう。ただし、天災事変等により茨城県報に登載して公布することができないときは、茨城県庁の掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示して、これにかえることができる。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則の公布について準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、知事の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文及び知事名を記入して知事印をおさなければならない。

2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の規程の公表について準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴人取締規則その他県の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。ただし、第2条中「知事」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第4条の規定は、県の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。ただし、同条第1項中「知事名」とあるのは「当該機関名」、「知事印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

参考 ○ 地方自治法 (抜粋)

第16条 普通地方公共団体の議会の議長は、条例の制定又は改廃の議決があつたときは、その日から三日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により条例の送付を受けた場合は、その日から20日以内にこれを公布しなければならない。ただし、再議その他の措置を講じた場合は、この限りでない。

3 条例は、条例に特別の定があるものを除く外、公布の日から起算して10日を経過した日から、これを施行する。

4 当該普通地方公共団体の長の署名、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

5 前二項の規定は、普通地方公共団体の規則並びにその機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。但し、法令又は条例に特別の定があるときは、この限りでない。

○ 茨城海区漁業調整委員会公印規程

〔昭和36年3月20日
規程第6号〕

改正 昭和39年7月1日告示第1号
昭和49年8月13日規程第1号
令和2年12月3日規程第6号

(通則)

第1条 茨城海区漁業調整委員会の公印の寸法、ひな形、管守方法その他必要な事項は別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(令和2規程6・一部改正)

(公印の種類並びに管守者)

第2条 印の種類は次の表の左欄に掲げるとおりとし、その管守者は、右に掲げる者とする。

茨城海区漁業調整委員会長の印	事務局長
茨城海区漁業調整委員会の印	
茨城海区漁業調整委員会事務局長の印	

(昭和49規程1・一部改正、令和2規程6・一部改正)

(公印の公告)

第3条 公印を調製し、改刻し、又は廃棄したときは、公告するものとする。

(令和2規程6・一部改正)

(公印のひな型及び寸法)

第4条 公印のひな型及び寸法は、様式第1号による。

(令和2規程6・一部改正)

(管守の方法)

第5条 公印は、厳正に取扱い、使用しない場合には堅ろうな容器に納めてこれに鍵を施さなければならない。

2 公印は、特に管守者の承認を受けた場合のほか、管守場所以外に持ち出してはならない。

(公印台帳)

第6条 事務局長は、様式第2号による公印台帳を備え、公印の印影種類その他重要な事項を登録しておかねばならない。

(令和2規程6・一部改正)

(公印の使用)

第7条 公印を使用するときは、当該公印の管守者に決裁文書を提示して、その承認を受けなければならない。

(令和2規程6・一部改正)

付 則

この規程は、昭和36年4月1日から施行する。

付 則 (昭和49年規程第1号)

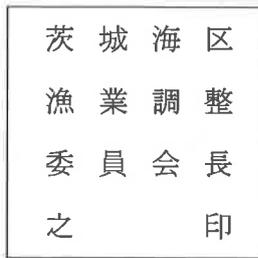
この規程は、昭和49年9月1日から施行する。

付 則 (令和2年規程第6号)

この規程は、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

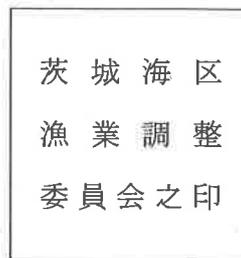
様式第1号 (昭和39告示1・全改, 昭和49規程1・一部改正)

1 茨城海区漁業調整委員会長の印



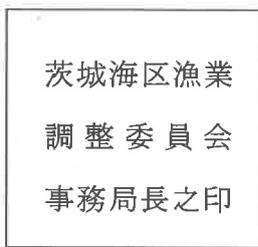
21ミリメートル平方

2 茨城海区漁業調整委員会の印



24ミリメートル平方

3 茨城海区漁業調整委員会事務局長の印



21ミリメートル平方

様式第2号

公 印 台 帳

公 印 名			書 体	
			寸 法	
使用開始	年 月 日	廃 止 理由	年 月 日	
			摩滅, 紛失, その他	
用 途			印 影 	
管 守 者	年 月 日から			年 月 日押印
	年 月 日まで			
	年 月 日から			
	年 月 日まで			
摘 要				

○茨城県情報公開条例施行規程

〔平成12年9月29日〕
規程第3号

茨城県情報公開条例(平成12年茨城県条例第5号)の規定に基づき同条例の施行に関し茨城海区漁業調整委員会が定める権限を有する事項については、茨城県情報公開条例施行規則(平成12年茨城県規則第184号)に定める例によるものとする。

付則

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

○ 茨城県情報公開条例

〔平成12年3月28日〕
茨城県条例第5号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利の付与等につき定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県民の知る権利についての理解を深めつつ、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 規則で定める図書館その他の機関において、規則で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(平16条例49・平17条例82・一部改正)

(解釈及び運用の指針)

第3条 実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、及び運用するものとする。

2 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに開示されることがないように配慮するものとする。

(適正使用)

第4条 行政文書の開示を請求した者は、この条例の規定により行政文書の開示を受けたときは、

当該行政文書に係る情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) 法令又は条例の規定により公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令(条例、規則等を含む。第17条において同じ。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(平14条例40・平15条例5・平16条例1・平18条例1・平19条例43・平28条例5・一部改正)

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当

該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から15日以内に行わなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの行政文書について開示決定等を行う期限

(事案の移送)

第14条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(議会への事案の移送)

第14条の2 実施機関は、開示請求に係る行政文書が議会の事務局の職員により作成されたものであるときその他議会の議長(以下「議長」という。)において開示決定等を行うことにつき正当な

理由があるときは、議長と協議の上、議長に対し事案を移送することができる。この場合においては、実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 事案の移送を受けて議長が開示の実施をする場合には、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(平12条例74・追加)

(議会からの事案の移送の処理)

第14条の3 実施機関は、茨城県議会情報公開条例(平成12年茨城県条例第87号)第14条第1項の規定に基づき事案の移送を受けたときは、同条例の規定による開示請求があった日に、この条例の規定による開示請求があったものとみなして、当該事案の処理をしなければならない。

(平12条例74・追加)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 開示請求に係る行政文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第20条第2項及び第21条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第20条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平14条例40・平16条例1・平28条例5・一部改正)

(開示の実施)

第16条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の実施機関が定める事項を申し出なければならない。
- 3 前項の規定による申出は、第11条第1項に規定する通知があった日から30日以内に行わなければならない。

ならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

- 4 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(他の法令による開示の実施との調整)

第17条 実施機関は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

第18条 行政文書の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示に係る費用として実費の範囲内において規則で定める額を負担しなければならない。

第3章 審査請求

(平28条例5・改称)

第1節 諮問等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(平28条例5・全改)

(審査会への諮問)

第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、茨城県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合(当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- 2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
 - (2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(平28条例5・一部改正)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平28条例5・一部改正)

第2節 審査会の調査審議の手続等

(審査会の調査権限)

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(平28条例5・一部改正)

(意見の陳述)

第23条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べられる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(平28条例5・一部改正)

(意見書等の提出)

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(平28条例5・一部改正)

(委員による調査手続)

第25条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第22条第1項の規定により提示された行政文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第23条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(平28条例5・一部改正)

(提出資料の写しの送付等)

第26条 審査会は、第22条第3項若しくは第4項又は第24条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(平28条例5・一部改正)

(調査審議手続の非公開)

第27条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(守秘義務)

第28条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(答申書の送付等)

第29条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(平28条例5・一部改正)

(裁決)

第30条 実施機関は、諮問に対する答申があったときは、答申を尊重して裁決をしなければならない。

(平28条例5・一部改正)

第4章 補則

(行政文書の管理)

第31条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、規則で定めるところにより行政文書の管理に関する規程を設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の規則においては、行政文書の作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供)

第32条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする

者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(施行の状況の公表)

第33条 知事は、実施機関に対し、この条例の施行の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第34条 県は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で県民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(適用除外)

第35条 法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の規定が適用されないこととされている文書、図画及び電磁的記録については、この条例の規定は適用しない。

(出資法人の情報公開)

第36条 県は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて、県との関係の緊密度、その性格及び業務内容を勘案して規則で定める要件に該当するもの(以下「出資法人」という。)に対し、その性格及び業務内容に応じ、出資法人の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、情報の公開の実施に関し必要な支援を行うものとする。

(委任)

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第38条 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平18条例1・一部改正)

付則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項中公安委員会及び警察本部長に関する部分の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成13年規則第77号で平成13年10月1日から施行)

(平13条例38・一部改正)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にされているこの条例による改正前の茨城県公文書の開示に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第5条の規定による公文書の開示の請求は、この条例による改正後の茨城県情報公開条例(以下「改正後の条例」という。)第5条の規定による開示の請求とみなす。

3 前項に定めるもののほか、改正前の条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

4 茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

5 前項の規定による改正前の茨城県行政組織条例第22条の規定による茨城県公文書開示審査会は、同項の規定による改正後の茨城県行政組織条例第22条の規定による審査会となるものとする。

付則(平成12年条例第74号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付則(平成13年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

付則(平成14年条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成14年規則第70号で平成14年10月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例による改正後の茨城県情報公開条例第7条及び第15条第1項の規定は、この条例の施行の日以後にされた開示請求(茨城県情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求をいう。以下同じ。)について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

付則(平成15年条例第5号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付則(平成16年条例第1号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付則(平成16年条例第49号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

付則(平成17年条例第82号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

7 施行日前にこの条例による改正前の茨城県病院事業の設置等に関する条例、茨城県情報公開条例及び茨城県個人情報の保護に関する条例(以下「改正前の条例」と総称する。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においてはこの条例による改正後の茨城県病院事業の設置等に関する条例、茨城県情報公開条例及び茨城県個人情報の保護に関する条例(以下「改正後の条例」と総称する。)の規定により病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における改正後の条例の適用については、改正後の条例の相当規定により当該病院事業管理者がした処分その他の行為又は当該病院事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

付則(平成18年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

付則(平成19年条例第43号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

付則(平成20年条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(茨城県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)
- 8 この条例の施行前に茨城県情報公開審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは茨城県情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について茨城県情報公開審査会がした調査審議の手續は茨城県情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手續とみなす。
- 9 この条例の施行前に茨城県情報公開審査会の委員であった者については、これを施行日に茨城県情報公開・個人情報保護審査会の委員を退いた者とみなして、付則第7項の規定による改正後の茨城県情報公開条例第28条の規定を適用する。

付則(平成28年条例第5号)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

○茨城県情報公開条例施行規則

〔平成12年9月21日〕
〔茨城県規則第184号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県情報公開条例(平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。)の規定に基づき、知事が保有する行政文書についての開示の手続その他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第2項第2号の規則で定める機関)

第2条 条例第2条第2項第2号の規則で定める機関は、次に掲げる機関とする。

- (1) 茨城県水戸土木事務所
- (2) 茨城県立図書館
- (3) 茨城県近代美術館
- (4) 茨城県陶芸美術館
- (5) 茨城県立歴史館
- (6) 前各号に掲げるもののほか、図書館、美術館、博物館その他これらに類する機関であつて、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について次条の規定による適切な管理を行うものとして知事が指定したもの

2 知事は、前項第6号の規定により指定をしたときは、当該指定した機関の名称及び所在地を茨城県報で告示するものとする。告示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

(平28規則40・一部改正)

(条例第2条第2項第2号の歴史的な資料等の範囲)

第3条 条例第2条第2項第2号の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料は、次に掲げる方法により管理されているものとする。

- (1) 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。
- (2) 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
- (3) 次に掲げるものを除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

ア 当該資料に条例第7条第1号から第3号まで(前条第1項第5号に掲げる機関にあつては、条例第7条第1号から第4号まで又は第6号ア若しくはオ)に掲げる情報が記録されていると認められる場合において、当該資料(当該情報が記録されている部分に限る。)の一般の利用を制限すること。

イ 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は条例第7条第3号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合において、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。

ウ 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は当該資料を保有する機関において当該原本が現に使用されている場合において、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

- (4) 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めが設けられ、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

2 前項に規定する資料は、他の機関(実施機関であるものに限る。)から移管を受けて管理しようとするものである場合には、当該他の機関において、第18条第7号に規定する保存期間が満了しているものでなければならない。

(平26規則15・一部改正)

(開示請求書の提出)

第4条 条例第6条第1項の規定による開示請求書の提出は、行政文書開示請求書(様式第1号)により行わなければならない。

2 開示請求書には、開示請求に係る行政文書について次に掲げる事項を記載することができる。

- (1) 求める開示の実施の方法
- (2) 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

(条例第11条第1項の実施機関が定める事項)

第5条 条例第11条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る行政文書について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示(次号に規定する方法以外の方法による行政文書の開示をいう。)を実施することができる日時及び場所
- (3) 写しの送付の方法による行政文書の開示を実施する場合における準備に要する日数

2 開示請求書に前条第2項各号に掲げる事項が記載されている場合における条例第11条第1項の実施機関が定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- (1) 前条第2項第1号の方法による行政文書の開示を実施することができる場合 その旨及び前項各号に掲げる事項(同条第2項第1号の方法に係るものを除く。)
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項

(平17規則15・一部改正)

(開示決定等の通知)

第6条 条例第11条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 行政文書の全部を開示するとき 行政文書開示決定通知書(様式第2号)
- (2) 行政文書の一部を開示するとき 行政文書部分開示決定通知書(様式第3号)

2 条例第11条第2項の規定による通知は、行政文書不開示決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

3 条例第12条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書(様式第5号)により行うものとする。

4 条例第13条の規定による通知は、決定期間特例通知書(様式第6号)により行うものとする。

5 条例第14条第1項及び第14条の2第1項の規定による通知は、事案移送通知書(様式第7号)により行うものとする。

(平13規則5・平17規則15・一部改正)

(条例第15条第1項の実施機関が定める事項)

第7条 条例第15条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(条例第15条第2項の実施機関が定める事項)

第8条 条例第15条第2項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 条例第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (3) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(意見書提出についての通知等)

第9条 条例第15条第1項又は第2項の規定による通知は、意見書提出についての通知書(様式第8号)により行うものとする。

2 条例第15条第3項の規定による通知は、開示決定に係る通知書(様式第9号)により行うものとする。

(開示の実施の方法)

第10条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- (1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画(条例第16条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号に定めるもの)
 - (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列4番(以下「A4判」という。)の用紙に印刷したもの
 - (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの
 - (4) スライド 当該スライドを専用機器により映写したもの
- 2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。
- (1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画を乾式複写機により日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし、これにより難い場合にあつては、当該文書又は図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの
 - (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムをA4判の用紙に印刷したもの
 - (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
 - (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの
- 3 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条第1項の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法
 - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表第1の5の項において同じ。)に複写したものの交付
 - (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
 - ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付
 - (3) 電磁的記録(前2号、次号又は次項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であつて、実施機関がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。次号において同じ。)により行うことができるもの

- ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- イ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備えられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴
- ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
- エ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。別表第1の7の項ウにおいて同じ。)に複写したものの交付
- オ 当該電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。別表第1の7の項エにおいて同じ。)に複写したものの交付

(4) 電磁的記録(前号エ又はオに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。)次に掲げる方法であつて、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 前号ア又はウに掲げる方法

イ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ(日本工業規格X6103, X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。別表第1の7の項オにおいて同じ。)に複写したものの交付

ウ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6123, X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下「国際規格」という。)14833, 15895若しくは15307に適合するものに限る。別表第1の7の項カにおいて同じ。)に複写したものの交付

エ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。別表第1の7の項キにおいて同じ。)に複写したものの交付

オ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6127, X6129, X6130又はX6137に適合するものに限る。別表第1の7の項クにおいて同じ。)に複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
- (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
(平28規則40・一部改正)

(開示の実施の方法等の申出)

第11条 条例第16条第2項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した開示実施方法等申出書(様式第10号)により行わなければならない。

- (1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る行政文書の部分ごとに異なる開示の実施の方法を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)
- (2) 開示決定に係る行政文書の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分

(3) 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

2 第5条第2項第1号の場合に該当する旨の条例第11条第1項に規定する通知があつた場合において、第4条第2項各号に掲げる事項を変更しないときは、条例第16条第2項の規定による申出を改めて行うことを要しない。

(更なる開示の申出)

第12条 条例第16条第4項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した再開示申出書(様式第

11号)により行わなければならない。

- (1) 条例第11条第1項に規定する通知があった日
- (2) 最初に開示を受けた日
- (3) 前条第1項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、既に開示を受けた行政文書(その一部につき開示を受けた場合にあつては、当該部分)につきとられた開示の実施の方法と同一の方法を当該行政文書について求めることはできない。ただし、当該同一の方法を求めることにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(費用負担)

第13条 条例第18条の規則で定める額は、別表第1の左欄に掲げる行政文書の種別(第18条第4号において単に「種別」という。)ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める費用の額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額とする。)とする。

2 前項の費用は、前納とする。

3 行政文書の開示を受ける者は、第1項の費用のほか郵送料を送付して、行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で送付しなければならない。

(費用の額等の通知)

第14条 条例第16条第2項又は第4項の規定により行政文書の開示を受ける者から写しの送付の方法による開示の実施の申出がなされた場合には、実施機関は、その者に対し、前条の規定により算定した費用の額及び郵送料の額を通知しなければならない。

2 開示請求書に第4条第2項各号に掲げる事項が記載されている場合において第5条第2項第1号の場合に該当する旨の条例第11条第1項に規定する通知をするときは、当該通知をするときに前項に規定する申出がなされたものとみなして、同項の規定を適用する。

(審査会諮問の通知)

第15条 条例第20条第2項の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第12号)により行うものとする。

(平28規則40・一部改正)

(提出資料の閲覧請求)

第16条 条例第26条第2項の規定による審査会に提出された意見書又は資料の閲覧の求めは、書面により行わなければならない。

(平28規則40・一部改正)

(答申の内容の公表)

第17条 条例第29条の規定による答申の内容の公表は、総務部報道・広聴課において行うものとする。

(平30規則37・一部改正)

(行政文書の管理に関する規程)

第18条 条例第31条第2項の行政文書の管理に関する規程は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 当該実施機関の意思決定に当たっては文書(図画及び電磁的記録を含む。以下この号にお

いて同じ。)を作成して行うこと並びに当該実施機関の事務及び事業の実績について文書を作成することを原則とし、次に掲げる場合についてはこの限りでないこととするものであること。ただし、アの場合においては、事後に文書を作成することとするものであること。

ア 当該実施機関の意思決定と同時に文書を作成することが困難である場合

イ 処理に係る事案が軽微なものである場合

- (2) 行政文書を専用の場所において適切に保存することとするものであること。
- (3) 当該実施機関の事務及び事業の性質、内容等に応じた行政文書の保存期間の基準を定めるものであること。この場合において、当該行政文書の保存期間の基準は、別表第2の左欄に掲げる行政文書の区分に応じ、それぞれその作成又は取得の日(これらの日以後の特定の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると実施機関が認める場合にあっては、当該特定の日)から起算して同表の右欄に定める期間以上の期間とすること。ただし、当該実施機関において常時使用する行政文書として必要な期間保存することが適当と認められたものを除く。
- (4) 行政文書を作成し、又は取得したときは、前号の行政文書の保存期間の基準に従い、当該行政文書について保存期間を設定するとともに、当該行政文書を当該保存期間の満了する日までの間保存することとするものであること。この場合において、保存の必要に応じ、当該行政文書に代えて、内容を同じくする同一又は他の種別の行政文書を作成することとするものであること。
- (5) 次に掲げる行政文書については、前号の保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長することとするものであること。この場合において、一の区分に該当する行政文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存することとするものであること。
 - ア 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間
 - イ 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間
 - ウ 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する決定又は裁決の日の翌日から起算して1年間
 - エ 開示請求があったもの 条例第11条各項の決定の日の翌日から起算して1年間
- (6) 行政文書について、職務の遂行上必要があると認めるときは、保存期間が満了する前に、一定の期間を定めて当該保存期間を延長することとするものであること。この場合において、当該延長に係る保存期間が満了する前にこれを更に延長しようとするときも、同様とすることとするものであること。
- (7) 保存期間(延長された場合にあっては、延長後の保存期間。次号において同じ。)が満了した行政文書については、第2条第1項に規定する機関に移管することとするものを除き、廃棄することとするものであること。
- (8) 行政文書を保存期間が満了する前に廃棄しなければならない特別の理由があるときに当該行政文書を廃棄することができることとする場合にあっては、廃棄する行政文書の名称、当該特別の理由及び廃棄した年月日を記載した記録を作成することとするものであること。
- (9) 行政文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する行政文書(保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。))の集合物をいう。)及び行政文書(単独で管理することが適当なものであって、保存期間が1年以上のものに限る。)の管理を適切に行うため、これらの名称その他の必要な事項(不開示情報に該当するものを除く。)を記載した帳簿を調製することとするものであること。
- (10) 職員の中から指名する者に、その保有する行政文書の管理に関する事務の運営につき監督を行わせることとするものであること。

(11) 法律及びこれに基づく命令の規定により、行政文書の作成、保存、廃棄その他の行政文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合にあっては、当該事項については、当該法律及びこれに基づく命令の定めるところによることとするものであること。

(行政文書の管理に関する規程等の閲覧)

第19条 実施機関は、行政文書の管理に関する規程を記載した書面及び前条第9号の帳簿の写しを一般の閲覧に供するため、総務部報道・広聴課に備え置くものとする。

2 実施機関は、開示請求の提出先とされている機関の事務所において、当該機関に係る前条第9号の帳簿の写しを一般の閲覧に供するよう努めるものとする。

(平30規則37・一部改正)

(施行の状況の公表)

第20条 条例第33条第2項の規定による施行の状況の概要の公表は、開示請求件数、開示及び不開示の件数並びに審査請求の状況について、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

(平28規則40・平29規則11・一部改正)

(条例第36条の規則で定める要件)

第21条 条例第36条の規則で定める要件は、会社法(平成17年法律第86号)の規定による株式会社等以外の法人であり、かつ、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資していることとする。

(平18規則57・一部改正)

付 則

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

付 則(平成13年規則第5号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成15年規則第4号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成17年規則第15号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成18年規則第57号)

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

付 則(平成20年規則第12号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成26年規則第15号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成28年規則第40号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に茨城県情報公開条例(平成12年茨城県条例第5号)第11条各項の規定によりされた決定に係る行政文書(同条例第2条第2項に規定する行政文書をいう。)の開示に係る費用の額については、第1条の規定による改正後の茨城県情報公開条例施行規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成29年規則第11号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(平成30年規則第37号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1、第2 (略)

様式 (略)

○茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程

〔平成17年8月11日〕
規程第1号

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程（平成5年茨城県漁業調整委員会規程第1号）の全部を改正する。

茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）の規定に基づき同条例の施行に関し茨城海区漁業調整委員会が定める権限を有する事項については、茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則（平成17年茨城県規則第59号）に定める例によるものとする。

付則

この規程は、公布の日から施行する。

○茨城県個人情報の保護に関する条例

〔平成17年3月24日〕
茨城県条例第1号

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 実施機関における個人情報の取扱い(第4条—第10条)
- 第3章 個人情報保有事務登録簿(第11条)
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示(第12条—第26条)
 - 第2節 訂正(第27条—第34条)
 - 第3節 利用停止(第35条—第40条)
- 第5章 審査請求
 - 第1節 諮問等(第41条—第43条)
 - 第2節 審査会の調査審議の手続等(第44条—第52条)
- 第6章 雑則(第53条—第57条)
- 第7章 罰則(第58条—第62条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、県行政の適正な執行に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者をいう。

2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれ

かに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

3 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

4 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

5 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書(茨城県情報公開条例(平成12年茨城県条例第5号)第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下同じ。)に記載されているものに限る。

6 この条例において「特定個人情報」とは、個人情報であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。

7 この条例において「情報提供等記録」とは、番号利用法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。)の規定による記録に記録された特定個人情報を用いる。

8 この条例において「保有特定個人情報」とは、保有個人情報であって、特定個人情報に該当するものをいう。

9 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(平17条例82・平27条例43(平29条例2)・平29条例2・一部改正)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の保護に十分に留意して行うように努めなければならない。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、所掌事務を遂行するため必要な場合に限る、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(個人情報の収集の制限等)

第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意に基づき収集するとき。
 - (2) 法令又は条例の規定に基づき収集するとき。
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護を目的として収集するとき。
 - (4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
 - (5) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。
 - (6) 他の実施機関、国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)から提供を受ける場合であって、提供を受けて収集することについて相当な理由のあるとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、事務の性質上、本人から収集したのではその目的の達成に支障が生じ、又は当該事務の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき、その他本人以外から収集することについて相当な理由のあるとき。
- 2 実施機関は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
 - (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - (3) 利用目的を本人に明示することにより、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
 - 3 実施機関は、次に掲げる場合を除き、要配慮個人情報を収集してはならない。
 - (1) 法令又は条例に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関が所掌事務を遂行するために必要であり、かつ、欠くことができない場合
 - 4 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な方法により収集しなければならない。

(平28条例5・平29条例2・一部改正)

(正確性の確保)

第6条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の実態と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第7条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により県の公の施設の管理を行う指定管理者がその業務を行う場合について準用する。

(平17条例38・一部改正)

(従事者の義務)

第8条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者、前条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は県の公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(平17条例38・一部改正)

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、法令又は条例に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。

(2) 実施機関が所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る保有個人情報を利用し、かつ、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

(平27条例43・一部改正)

第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(平27条例43・追加・一部改正)

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第10条 実施機関は、第9条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(平27条例43・一部改正)

第3章 個人情報保有事務登録簿

(個人情報保有事務登録簿の作成及び閲覧)

第11条 実施機関は、個人情報を保有する事務(氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により特定の個人を容易に検索し得る状態で個人情報が記録されている行政文書を使用するものに限る。以下この条において「個人情報保有事務」という。)について、その保有の状況を明らかにするため、次に掲げる事項を記載した個人情報保有事務登録簿(第3項において「登録簿」という。)を作成し、これを一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報保有事務の名称
- (2) 個人情報保有事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報保有事務に係る主な行政文書の名称
- (4) 保有個人情報の利用目的
- (5) 個人情報保有事務に係る行政文書に記録される項目(第3項において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号によらないで検索し得る者に限る。)として当該行政文書に記録される者の範囲
- (6) 保有個人情報の収集方法
- (7) 保有個人情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 犯罪の捜査又は租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する個人情報
- (2) 国の安全その他の国の重大な利益に関する個人情報
- (3) 県の職員又は職員であった者に係る個人情報
- (4) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の職員又は職員であった者に係る個人情報であって、職務の遂行に関するもの
- (5) 一般に入手し得る刊行物等に記録されている個人情報
- (6) 1年以内に消去することとなる個人情報
- (7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する個人情報であって、送付又は連絡の相手先の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみに関するもの

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは同項第6号若しくは第7号に掲げる事項を登録簿に記載し、又は個人情報保有事務について登録簿を作成することにより、個人情報保有事務の性質上、当該個人情報保有事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報保有事務について登録簿を作成しないことができる。

(平29条例2・一部改正)

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第12条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下同じ。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(平27条例43・一部改正)

(開示請求の手続)

第13条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令又は条例の規定により、開示することができないと認められる情報
- (2) 開示請求者(第12条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第22条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令(条例、規則等を含む。第24条、第27条第1項及び第35条第1項において同じ。)の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人

の役員及び職員を除く。), 独立行政法人等の役員及び職員, 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において, 当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは, 当該情報のうち, 当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人その他の団体(県, 国, 独立行政法人等, 他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて, 次に掲げるもの。ただし, 人の生命, 健康, 生活又は財産を保護するため, 開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより, 当該法人等又は当該個人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて, 開示しないと条件で任意に提供されたものであつて, 法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質, 当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 開示することにより, 犯罪の予防, 鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 県の機関, 国, 独立行政法人等, 他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議, 検討又は協議に関する情報であつて, 開示することにより, 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ, 不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 県の機関, 国, 独立行政法人等, 他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて, 開示することにより, 次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上, 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査, 検査, 取締り, 試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し, 正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし, 若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約, 交渉又は争訟に係る事務に関し, 県, 国, 独立行政法人等, 他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し, その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し, 公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業, 独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し, その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(平19条例43・平27条例43・平29条例2・一部改正)

(部分開示)

第15条 実施機関は, 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において, 不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは, 開示請求者に対し, 当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において, 当該情報のうち, 氏名, 生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより, 開示しても, 開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは, 当該部分を除いた部分は, 同号の情報に含まれないものとみなして, 前項の規定を適用する。

(平29条例2・一部改正)

(裁量的開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報(第14条第1号に掲げる情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2項第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から15日以内に行なければならない。ただし、第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第20条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。第33条第1項並びに第35条第1項及び第3項において同じ。)が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第18条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(平27条例43・一部改正)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第22条 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第42条第2項及び第43条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第14条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第16条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第42条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平28条例5・一部改正)

(開示の実施)

第23条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の実施機関が定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第18条第1項に規定する通知があつた日から30日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第24条 実施機関は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(平27条例43・一部改正)

(簡易開示手続)

第25条 開示請求があったときは直ちに開示することをあらかじめ実施機関において決定し、告示した保有個人情報に係る開示については、第13条、第18条、第19条及び第23条の規定にかかわらず、実施機関において定めた簡易の手続によることができる。

(費用負担)

第26条 保有個人情報の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示に係る費用として実費の範囲内において規則で定める額を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第27条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第35条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第24条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なければならない。

(訂正請求の手続)

第28条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「訂正請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、実施機関が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第29条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第30条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第31条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から30日以内に行わなければならない。ただし、第28条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第32条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第33条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第21条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第30条第1項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第34条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号

利用法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(平27条例43(平29条例2)・一部改正)

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第35条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第5条の規定に違反して収集されたものであるとき、第9条若しくは第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(個人情報を含む情報の集合物であつて、番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルに該当するものをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条又は番号利用法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(平27条例43・平29条例2・一部改正)

(利用停止請求の手續)

第36条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、実施機関が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第37条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報

の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第38条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第39条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第36条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第40条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

第5章 審査請求

(平28条例5・改称)

第1節 諮問等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第41条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(平28条例5・全改)

(審査会への諮問)

第42条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、茨城県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした実施機関(第44条において「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(平28条例5・一部改正)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第43条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平28条例5・一部改正)

第2節 審査会の調査審議の手続等

(平20条例2・改称)

(審査会の調査権限)

第44条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができる。

(平20条例2・平28条例5・一部改正)

(意見の陳述)

第45条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(平20条例2・平28条例5・一部改正)

(意見書等の提出)

第46条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(平20条例2・平28条例5・一部改正)

(委員による調査手続)

第47条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第44条第1項の規定により提示された保有個人情報を読覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第45条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(平20条例2・平28条例5・一部改正)

(提出資料の写しの送付等)

第48条 審査会は、第44条第3項若しくは第4項又は第46条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(平20条例2・平28条例5・一部改正)

(調査審議手続の非公開)

第49条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(平20条例2・一部改正)

(守秘義務)

第50条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平20条例2・一部改正)

(答申書の送付等)

第51条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(平20条例2・平28条例5・一部改正)

(裁決)

第52条 実施機関は、諮問に対する答申があったときは、答申を尊重して裁決をしなければならない。

(平28条例5・一部改正)

第6章 雑則

(適用除外等)

第53条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報、同条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報並びに国の行政機関(同条第1項に規定する行政機関をいう。以下この号において同じ。)が同法第29条第1項の規定により国の他の行政機関から提供を受けた同法第2条第10項に規定する行政記録情報に含まれる個人情報
 - (2) 統計法第24条第1項の規定によりその名称等について総務大臣に届け出られた同法第2条第5項に規定する統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- 2 前2章の規定は、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第4章の規定が適用されないこととされている保有個人情報については、適用しない。
- 3 保有個人情報(茨城県情報公開条例第7条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章の規定の適用については、実施機関に保有されていないものとみなす。

(平20条例40・一部改正)

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第54条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第55条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(施行の状況の公表)

第56条 知事は、毎年度、各実施機関に係るこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第57条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、実施機関が定める。

第7章 罰則

第58条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第7条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は県の公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、保有個人情報(個人の秘密に属する事項を含むものに限る。)を含む情報

の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(平17条例38・一部改正)

第59条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第60条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第61条 第50条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第62条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年6月1日から施行する。ただし、第2条第1項中公安委員会及び警察本部長に関する部分の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成18年規則第1号で平成18年4月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にされているこの条例による改正前の茨城県個人情報の保護に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第14条第1項の規定による個人情報の開示の請求は、この条例による改正後の茨城県個人情報の保護に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第12条第1項の規定による保有個人情報の開示の請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第22条第1項の規定による個人情報の訂正の請求は、改正後の条例第27条第1項の規定による保有個人情報の訂正の請求とみなす。
- 4 前2項に定めるもののほか、改正前の条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

- 5 茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付 則(平成17年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年条例第82号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 7 施行日前にこの条例による改正前の茨城県病院事業の設置等に関する条例、茨城県情報公開条例及び茨城県個人情報の保護に関する条例(以下「改正前の条例」と総称する。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の条例の規定によ

り知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においてはこの条例による改正後の茨城県病院事業の設置等に関する条例、茨城県情報公開条例及び茨城県個人情報の保護に関する条例(以下「改正後の条例」と総称する。)の規定により病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における改正後の条例の適用については、改正後の条例の相当規定により当該病院事業管理者がした処分その他の行為又は当該病院事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

付 則(平成19年条例第43号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

付 則(平成20年条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(茨城県個人情報の保護に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 この条例の施行前に茨城県個人情報保護審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは茨城県情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について茨城県個人情報保護審議会がした調査審議の手続は茨城県情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。

- 13 この条例の施行前に茨城県個人情報保護審議会の委員であった者については、これを施行日に茨城県情報公開・個人情報保護審査会の委員を退いた者とみなして、付則第11項の規定による改正後の茨城県個人情報の保護に関する条例第50条の規定を適用する。

付 則(平成20年条例第40号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成27年条例第43号)

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成29年規則第50号で平成29年7月18日から施行)

付 則(平成28年条例第5号)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

付 則(平成29年条例第2号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

○茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則

〔平成17年5月26日
茨城県規則第59号〕

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則(平成5年茨城県規則第60号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県個人情報の保護に関する条例(平成17年茨城県条例第1号。以下「条例」という。)の規定に基づき、知事が保有する保有個人情報についての開示の手続その他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人識別符号)

第2条 条例第2条第3項の規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 旅券法(昭和26年法律第267号)第6条第1項第1号の旅券の番号

(3) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条に規定する基礎年金番号

(4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号

(5) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コード

(6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第5項に規定する個人番号

(7) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

(8) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第54条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号

(9) 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号

(10) 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第47条第1項及び第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

(11) 健康保険法施行規則第52条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

(12) 船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第5号)第35条第1項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

(13) 船員保険法施行規則第41条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

(14) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号

- (15) 出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (16) 私立学校教職員共済法施行規則(昭和28年文部省令第28号)第1条の7の加入者証の加入者番号
- (17) 私立学校教職員共済法施行規則第3条第1項の加入者被扶養者証の加入者番号
- (18) 私立学校教職員共済法施行規則第3条の2第1項の高齢受給者証の加入者番号
- (19) 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第7条の4第1項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (20) 国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号)第89条の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- (21) 国家公務員共済組合法施行規則第95条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (22) 国家公務員共済組合法施行規則第95条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (23) 国家公務員共済組合法施行規則第127条の2第1項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (24) 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第93条第2項の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- (25) 地方公務員等共済組合法施行規程第100条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (26) 地方公務員等共済組合法施行規程第100条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (27) 地方公務員等共済組合法施行規程第176条第2項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (28) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (29) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
(平29規則42・追加, 平30規則38・一部改正)

(要配慮個人情報)

第2条の2 条例第2条第4項の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

- (1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者の知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者の精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対

して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(平29規則42・追加)

(個人情報保有事務登録簿への登録等)

第2条の3 知事は、個人情報保有事務を行おうとするときは、当該個人情報保有事務について、あらかじめ、条例第11条第1項各号に掲げる事項を個人情報保有事務登録簿(様式第1号)に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定により登録した個人情報保有事務について、これを行うことをやめたときは、速やかに、当該個人情報保有事務に係る登録を抹消するものとする。

(平29規則42・旧第2条線下)

(条例第11条第1項第8号の実施機関が定める事項)

第3条 条例第11条第1項第8号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 個人情報保有事務の開始年月日(登録した事項を変更する場合にあっては、変更年月日)

(2) 個人情報保有事務の根拠法令

(保有個人情報開示請求書)

第4条 条例第13条第1項に規定する開示請求書(以下「開示請求書」という。)は、保有個人情報開示請求書(様式第2号)とする。

2 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報について次に掲げる事項を記載することができる。

(1) 求める開示の実施の方法(文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については条例第23条第1項の規定により知事が定める方法をいう。第6条第1項第1号及び第2項第1号並びに第13条第1号において同じ。)

(2) 保有個人情報が記録されている行政文書の写しの送付の方法(以下単に「写しの送付の方法」という。)による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

(開示請求における本人確認手続等)

第5条 開示請求をする者は、知事に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

(1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため知事が適当と認める書類

- 2 開示請求書を知事に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を知事に提出すれば足りる。
 - (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写し(番号利用法第2条第5項に規定する個人番号の記載がないものに限る。)その他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして知事が適当と認める書類であって、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第12条第2項の規定により法定代理人が開示請求をする場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を知事に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 条例第12条第2項の規定により本人の委任による代理人が保有特定個人情報の開示請求をする場合には、当該代理人は、本人の記名及び押印がある委任状(押印した印鑑に係る印鑑証明書が添付されているもの)に限り、当該委任状及び印鑑証明書は、開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を知事に提出しなければならない。
- 5 開示請求(条例第21条第1項の規定により知事に移送されたものを含む。)をした法定代理人又は本人の委任による代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を知事に届け出なければならない。
- 6 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。
(平24規則31・平27規則78・平29規則42・一部改正)

(条例第18条第1項の実施機関が定める事項)

- 第6条 条例第18条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
 - (2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所
 - (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
- 2 開示請求書に第4条第2項各号に掲げる事項が記載されている場合における条例第18条第1項の実施機関が定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- (1) 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合 その旨及び前項各号に掲げる事項
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項

(保有個人情報開示決定通知書等)

- 第7条 条例第18条第1項の規定による通知は、保有個人情報の全部を開示する場合にあつては保有個人情報開示決定通知書(様式第3号)により、保有個人情報の一部を開示する場合にあつては保有個人情報部分開示決定通知書(様式第4号)により行うものとする。
- 2 条例第18条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書(様式第5号)により行うものとする。
 - 3 条例第19条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第6号)により行うものとする。
 - 4 条例第20条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間特例通知書(様式第7号)により行うものとする。
 - 5 条例第21条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(様式第8号)により行うものとする。

(条例第22条第1項の実施機関が定める事項)

第8条 条例第22条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(条例第22条第2項の実施機関が定める事項)

第9条 条例第22条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 条例第22条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(意見書提出についての通知書等)

第10条 条例第22条第1項又は第2項の規定による通知は、意見書提出についての通知書(様式第9号)により行うものとする。

2 条例第22条第3項の規定による通知は、保有個人情報の開示決定に係る通知書(様式第10号)により行うものとする。

(開示の実施の方法)

第11条 次の各号に掲げる文書又は図画に記録されている保有個人情報の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- (1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画(条例第23条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号に定めるもの)
 - (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列4番(次項第2号及び別表の2の項において「A4判」という。)の用紙に印刷したもの
 - (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの
 - (4) スライド 当該スライドを専用機器により映写したもの
- 2 次の各号に掲げる文書又は図画に記録されている保有個人情報の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。
- (1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画を乾式複写機により日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし、これにより難い場合にあつては、当該文書又は図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの
 - (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムをA4判の用紙に印刷したもの
 - (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
 - (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの
- 3 次の各号に掲げる電磁的記録に記録されている保有個人情報についての条例第23条第1項の実施機関が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法
 - ア 録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表の5の項において同じ。)に複写したものの交付
 - (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
 - ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。次項第2号並びに別表の6の項及び8の項において同じ。)に複写したものの交付

(3) 電磁的記録(前2号、次号又は次項に該当するものを除く。)次に掲げる方法であって、知事はその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。次号において同じ。)により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備えられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。別表の7の項ウにおいて同じ。)に複写したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。別表の7の項エにおいて同じ。)に複写したものの交付

(4) 電磁的記録(前号エ又はオに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。)次に掲げる方法であって、知事はその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 前号ア又はウに掲げる方法

イ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ(日本工業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。別表の7の項オにおいて同じ。)に複写したものの交付

ウ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下この号において「国際規格」という。)14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。別表の7の項カにおいて同じ。)に複写したものの交付

エ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。別表の7の項キにおいて同じ。)に複写したものの交付

オ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。別表の7の項クにおいて同じ。)に複写したものの交付

4 映画フィルムに記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
(平28規則40・一部改正)

(開示の実施の方法等の申出)

第12条 条例第23条第2項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書(様式第11号)により行わなければならない。

2 第6条第2項第1号に掲げる場合に該当する旨の条例第18条第1項の規定による通知があった場合において、第4条第2項各号に掲げる事項を変更しないときは、条例第23条第2項の規定による申出は、することを要しない。

(条例第23条第2項の実施機関が定める事項)

第13条 条例第23条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)
- (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

(費用負担)

第14条 条例第26条の規則で定める額は、別表の左欄に掲げる保有個人情報が記録されている行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める費用の額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額)とする。

2 前項の費用は、前納とする。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、第1項の費用のほか郵送料を負担して、保有個人情報が記録されている行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合においては、当該郵送料に相当する額の郵便切手を知事に提出しなければならない。

(費用の額等の通知)

第15条 条例第23条第2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者から写しの送付の方法による開示の実施の申出がなされた場合には、実施機関は、その者に対し、前条の規定により算定した費用の額及び郵送料の額を通知しなければならない。

2 開示請求書に第4条第2項第2号に掲げる事項が記載されている場合において第6条第2項第1号に掲げる場合に該当する旨の条例第18条第1項の規定による通知をするときは、当該通知をするときに前項に規定する申出がなされたものとみなして、同項の規定を適用する。

(保有個人情報訂正請求書)

第16条 条例第28条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第12号)とする。

(訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用)

第17条 第5条(第5項及び第6項を除く。)の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「第12条第2項」とあるのは、訂正請求については「第27条第2項」と、利用停止請求については「第35条第2項」と読み替えるものとする。

(平27規則78・一部改正)

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第18条 条例第30条第1項の規定による通知は、訂正請求に係る保有個人情報の全部の訂正をする場合にあつては保有個人情報訂正決定通知書(様式第13号)により、一部の訂正をする場合にあつては保有個人情報部分訂正決定通知書(様式第14号)により行うものとする。

2 条例第30条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書(様式第15号)により行うものとする。

3 条例第31条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第16号)により行うものとする。

4 条例第32条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間特例通知書(様式第17号)により行うものとする。

- 5 条例第33条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第18号)により行うものとする。
- 6 条例第34条の規定による通知は、保有個人情報訂正実施通知書(様式第19号)により行うものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第19条 条例第36条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第20号)とする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第20条 条例第38条第1項の規定による通知は、利用停止請求に係る保有個人情報の全部の利用停止をする場合にあつては保有個人情報利用停止決定通知書(様式第21号)により、一部の利用停止をする場合にあつては保有個人情報部分利用停止決定通知書(様式第22号)により行うものとする。

- 2 条例第38条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書(様式第23号)により行うものとする。
- 3 条例第39条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第24号)により行うものとする。
- 4 条例第40条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間特例通知書(様式第25号)により行うものとする。

(審査会諮問通知書)

第21条 条例第42条第2項の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第26号)により行うものとする。

(平20規則12・平28規則40・一部改正)

(提出資料の閲覧請求)

第22条 条例第48条第2項の規定による審査会に提出された意見書又は資料の閲覧の求めは、書面により行わなければならない。

(平20規則12・平28規則40・一部改正)

(答申の内容の公表)

第23条 条例第51条の規定による答申の内容の公表は、総務部報道・広聴課において行うものとする。

(平30規則38・一部改正)

(施行の状況の公表)

第24条 条例第56条の規定による条例の施行の状況の公表は、次に掲げる事項をインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

- (1) 個人情報保有事務の登録に関する事項
- (2) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に関する事項
- (3) 審査請求に関する事項

(平28規則40・平29規則11・一部改正)

付 則

- 1 この規則は、平成17年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に行っている個人情報保有事務については、第2条第1項の規定中「個人情報保有事務を行おうとするときは、当該個人情報保有事務について、あらかじめ」とあるのは、「現に行っている個人情報保有事務について、遅滞なく」と読み替えて、同項の規定を適用する。

付 則(平成20年規則第12号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成24年規則第31号)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 この規則による改正後の茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第5条第1項第1号及び第2項第1号(これらの規定を改正後の規則第17条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する中長期在留者が所持する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号。次項において「改正法」という。)第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号。第4項において「旧外国人登録法」という。)に規定する外国人登録証明書(以下「外国人登録証明書」という。)は出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カードとみなし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者が所持する外国人登録証明書は同法第7条第1項に規定する特別永住者証明書とみなす。この場合において、改正後の規則様式第2号、様式第12号及び様式第20号中「在留カード又は特別永住者証明書 その他()」とあるのは、「在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 その他()」とする。
- 3 前項の規定により、外国人登録証明書が同項に規定する在留カードとみなされる期間は改正法附則第15条第2項各号に定める期間とし、前項に規定する特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第28条第2項各号に定める期間とする。
- 4 改正後の規則第5条第2項第2号(改正後の規則第17条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、旧外国人登録法に規定する外国人登録原票の写しは、それが作成された日から起算して30日を経過する日までの間は、同号に掲げる書類とみなす。

付 則(平成27年規則第78号)

- 1 この規則は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第5条第1項第1号の改正規定並びに様式第2号、様式第12号及び様式第20号の改正規定(「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める部分に限る。)は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号。以下「番号利用法整備法」という。)第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた番号利用法整備法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「旧住民基本台帳法」という。)第30条の44第3項の規定により交付された住民基本台帳カードは、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第17条第1項の規定により番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、同項に規定する個人番号カードとみなして、前項ただし書に規定する改正規定に

よる改正後の茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則第5条第1項第1号並びに様式第2号、様式第12号及び様式第20号の規定を適用する。

付 則(平成28年規則第40号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に茨城県個人情報の保護に関する条例(平成17年茨城県条例第1号)第18条各項の規定によりされた決定に係る保有個人情報(同条例第2条第3項に規定する保有個人情報をいう。)の開示に係る費用の額については、第2条の規定による改正後の茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成29年規則第11号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(平成29年規則第42号)

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

付 則(平成30年規則第38号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第14条関係)

(省略)

(様式省略)

○茨城県特定個人情報等の適切な管理に関する基本方針を定める規程

平成29年3月31日
訓 令 第 1 号

(趣旨)

第1条 この訓令は、特定個人情報等の適切な管理に関する基本的な方針に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定個人情報等 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。次号において「番号利用法」という。)第2条第5項の個人番号及び茨城県個人情報の保護に関する条例(平成17年茨城県条例第1号。同号において「個人情報保護条例」という。)第2条第4項の特定個人情報をいう。

(2) 関係法令等 番号利用法、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)、個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成28年茨城県条例第16号)をいう。

(関係法令等の遵守)

第3条 特定個人情報等を取り扱う職員(非常勤職員及び臨時職員を含む。以下「職員」という。)は、特定個人情報等を取り扱うに当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

(特定個人情報等の適切な収集、保管、利用、提供及び廃棄)

第4条 職員は、特定個人情報等を適切に収集し、保管し、利用し、及び提供しなければならない。

2 職員は、不要となった特定個人情報等については、速やかに廃棄しなければならない。

(特定個人情報等の適切な管理のための措置)

第5条 別に定めるところにより特定個人情報等の管理に関する事務の総括の任に当たることとされる者は、特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する者は、同項の措置について、継続的に見直しを行い、その改善に努めるものとする。

付 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

○茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程

〔平成16年7月29日
規程第1号〕

茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年茨城県条例第9号）の規定に基づき、同条例の施行に関し茨城海区漁業調整委員会が定める権限を有する事項については、茨城県知事に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年茨城県規則第60号）に定める例によるものとする。

付則

この規程は、公布の日から施行する。

○茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

〔平成16年3月25日
茨城県条例第9号〕

（目的）

第1条 この条例は、県の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等条例、議会等の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第120条の会議規則及び法第130条第3項の規則をいう。）、執行機関の規則その他の規程（法第15条第1項の規則及び法第138条の4第2項の規則その他の規程をいう。以下同じ。）及び企業管理規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条の企業管理規程をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 県の機関議会、執行機関、公営企業管理者、病院事業管理者、これらに置かれる機関若しくはこれらの管理に属する機関又はこれらの機関の職員であつて法律若しくは条例の規定上独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 書面等書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等申請、届出その他の条例等の規定に基づき県の機関に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき県の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

- (9) 作成等条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存することをいう。
- (10) 手続等申請等, 処分通知等, 縦覧等又は作成等をいう。
(平17条例82・一部改正)

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 県の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、県の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をするものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 県の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、県の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をするものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 県の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 県の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、県の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(適用除外)

第7条 別表の左欄に掲げる条例の同表の中欄に掲げる規定に基づく申請等又は処分通知等については、それぞれ同表の右欄に定めるこの条例の規定は、適用しない。

(手続等に係る情報システムの整備等)

第8条 県は、県の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 県は、県の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第9条 知事は、少なくとも毎年度1回、県の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(規則等)

第10条 この条例における規則等は、執行機関(監査委員、労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会を除く。)に係る手続等にあつては当該執行機関の規則その他の規程、公営企業管理者及び病院事業管理者に係る手続等にあつては企業管理規程、その他の機関に係る手続等にあつては当該機関の規程とする。

(平16条例49・平17条例82・一部改正)

付則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第59号で平成16年5月25日から施行)

(茨城県行政手続条例の一部改正)

2 茨城県行政手続条例(平成7年茨城県条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付則(平成16年条例第49号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

付則(平成17年条例第82号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
付則(平成22年条例第32号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
別表(第7条関係)(平22条例32・一部改正)
[省 略]

○茨城県知事に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

平成16年5月24日
茨城県規則第60号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年茨城県条例第9号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条から第6条までの規定に基づき、又は準じて、他の規則に特別の定めのあるもののほか、知事（知事に置かれる機関若しくは知事の管理に属する機関又はこれらの機関の職員であつて法律若しくは条例の規定上独立に権限を行使することを認められたものを含む。以下同じ。）に係る手続等を電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、情報通信技術利用条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 電子証明書申請等を行う者又は知事が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、知事の定めるところにより、次に掲げる事項を情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して申請等を行わなければならない。ただし、申請等を行う者が、第2号に掲げる事項を入力することに代えて条例等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

(1) 知事が指定する様式に記録すべき事項

(2) 当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項(前号に掲げるものを除く。)

2 前項に規定する入力は、知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に知事から付与されるプログラムを正常に稼動させられる機能(知事からプログラムを付与される場合に限る。)を備えた電子計算機を使用して行わなければならない。

3 知事は、第1項第2号に規定する書面等のうち知事が定める事項が入力され、申請等が行われたときは、知事の定める期間、当該入力事項の確認のために必要な限度において当該書面等の提出を求めることができる。

4 知事が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等を行う者は、当該申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

(1) 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事の定める電子証明書

5 知事が指定するところにより識別番号及び暗証番号を用いることとされている申請等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力しなければならない。

6 条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等を行うときは、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

らない。

- 7 第1項の書面等又は前項の書面等以外の有体物は、知事の定めるところにより、情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等を行った日から知事の定める期限までに提出しなければならない。
- 8 条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第1項の規定に基づき当該書面等のうち1通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。
- 9 知事は、電子情報処理組織を使用して申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該申請等について定めた条例等の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項を入力することを要しないものとしてすることができる。
 - (1) 申請等を行う者に係る第4項第1号に掲げる電子証明書を送信するとき当該申請等を行う者に係る登記事項証明書又は印鑑証明書に記載された事項
 - (2) 申請等を行う者に係る第4項第2号に掲げる電子証明書を送信するとき当該申請等を行う者に係る住民票の写し又は印鑑証明書に記載された事項
 - (3) 電気通信回線を使用して知事に登記情報(電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226号)第2条第1項に規定する登記情報をいう。)の利用を依頼するとき当該登記情報に係る登記事項証明書に記載された事項
(平17規則116・平28規則4・一部改正)

(電子情報処理組織による処分通知等)

- 第4条 知事は、情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により、電子情報処理組織を使用した申請等に対する処分通知等を行うときは、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求める場合を除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。
- 2 知事は、前項に規定する場合を除き、処分通知等を受けるべき者が電子情報処理組織を使用した処分通知等を受けることを知事の定める方法により申し出たときに限り、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。
 - 3 知事は、前2項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等について書面等に記載すべきこととされている事項を、情報通信技術利用条例第4条第1項に規定する知事の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。
 - 4 知事は、処分通知等を受けるべき者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になったときから24時間以内に記録しない場合その他知事が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(電磁的記録による縦覧等)

- 第5条 知事は、情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

- 第6条 知事は、情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る情報を知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって記録する方法により行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて第3条第4項各号に規定する電子証明書のいずれかを当該申請等と併せて送信すること又は第3条第5項に規定する識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力する措置とする。

2 情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、知事の定めるものを当該処分通知等と併せて知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置とする。

3 情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、知事の定めるものを添付する措置とする。

(その他の手続等)

第8条 知事に係る手続等(情報通信技術利用条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。)に関し、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、第3条から第6条までの規定の例によることができる。

付則

この規則は、平成16年5月25日から施行する。

付則(平成17年規則第116号)

この規則は、公布の日から施行する。

付則(平成28年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

○海区漁業調整委員会の委員の報酬及び費用弁償（旅費）

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年12月25日）抜粋

（目的及び適用範囲）

第1条 この条例は、次に掲げる特別職に属する職員の給料、報酬及びその他の給与並びに旅費及び費用弁償について定めることを目的とする。

- (1) ～ (12) 略
- (13) 海区漁業調整委員会の委員
- (14) 内水面漁場管理委員会の委員
- (15) ・ (16) 略

（非常勤特別職の職員の給与）

第6条 第1条第6号のうち非常勤の者及び同条第8号から第16号までに掲げる非常勤の特別職の職員（以下「非常勤特別職の職員」と総称する。）の報酬は、別表第3に掲げる額とする。ただし、必要があると認められるときは、知事は、非常勤特別職の職員のうち報酬が日額をもつて定められている者の報酬について特別の定めをすることができる。

- 2 非常勤特別職の職員のうち報酬が月額をもつて定められている者（以下この条において「委員等」という。）の報酬は、その職についた日から支給する。
- 3 委員等が、任期満了、辞職、失職、罷免等によりその職を離れたときはその日の分まで、死亡したときはその日の属する月の分まで報酬を支給する。
- 4 前3項の規定により委員等に報酬を支給する場合であつて、その月の1日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。
- 5 委員等に対する報酬の支給定日は、毎月10日とする。ただし、その日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近く、かつ、日曜日、休日又は土曜日でない日を支給定日とする。

（非常勤特別職の職員の費用弁償）

第9条 非常勤特別職の職員が委員会等に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行（住所又は居所から目的地までの旅行をいう。）について、費用弁償として別表第3に掲げる職務の級に相当する一般職の職員の受ける旅費の額と同一の額の旅費を支給する。

（旅費及び費用弁償の支給方法）

第10条 知事等及び非常勤特別職の職員の旅費及び費用弁償の路程の計算、支給手続、調整その他の支給方法は、一般職の職員の旅費支給の例によるものとする。

（その他の特別職の職員の給与等）

第11条 別表第1及び別表第3に掲げる職員以外の特別職の職員の報酬及び費用弁償については、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で、別に知事が定める。この場合において、非常勤の者に対する報酬は、特別の事由がない限り、日額とする。

1 報酬

「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」第6条第1項非常勤特別職の職員の報酬は、別表第3に掲げる額とする。

2 費用弁償（旅費）

「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」第9条第1項非常勤特別職の職員が委員会等に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行(住所又は居所から目的地までの旅行をいう。)について、費用弁償として別表第3に掲げる職務の級に相当する一般職の職員の受ける旅費の額と同一の額の旅費を支給する。

別表第3

海区漁業調整 委員会の委員	会 長	日額 20,000円
	委 員	日額 17,000円
	相当する職務の級	9 級

○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
第5条に規定する職員の補償基礎額

昭和43年 8月26日
茨城県告示第980号
(略)
茨城海区漁業調整委員会告示第1号
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会告示第1号
茨城県内水面漁場管理委員会告示第1号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年茨城県条例第38号)第5条に規定する職員の補償基礎額を次のように定め、昭和42年12月1日から適用する。

区分	職の区分	補償基礎額
1 議会の議員	議会の議員	報酬月額 ³⁰ 分の1の額とする。
2 執行機関である委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員	(1) 執行機関である委員会の長	報酬が日額で定められている執行機関である委員会の長の最高額とする。
	(2) (1)に掲げる者以外の執行機関である委員会の委員及び非常勤の監査委員	報酬が日額で定められている執行機関である委員会の委員の最高額とする。
3 2に掲げる者以外の非常勤の特別職の職員	(1) 報酬が日額で定められている職員	その者について定められている報酬の額とする。ただし、その最低額は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号)別表に定める経験年数5年未満の学校薬剤師の補償基礎額、医師にあつては、同表に定める経験年数5年未満の学校医及び学校歯科医の補償

		基礎額(以下「学校薬剤師等の補償基礎額」という。)とする。
	(2)報酬が月額で定められている職員	その者について定められている報酬月額を勤務を要する日数で除した額とし、勤務を要する日数が明らかでない者については、その月額を18で除した額とする。ただし、その最低額は、学校薬剤師等の補償基礎額とする。
	(3)報酬が時間によって定められている職員	地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第4項第1号の規定の例により計算して得た額とする。ただし、その最低額は、学校薬剤師等の補償基礎額とする。
	(4)報酬が年額で定められている職員又は報酬が定められていない職員	学校薬剤師等の補償基礎額とする。
4 非常勤の一般職の職員	非常勤の一般職の職員	地方公務員災害補償法第2条の規定の例により計算して得た額とする。

参考 ○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)第69条及び第70条第1項の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害に対する補償(以下「補償」という。)に関し必要な事項等を定め、もつて議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(補償基礎額)

第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 議会の議員 議会の議長が知事と協議して定める額
- (2) 執行機関である委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 知事が定める額
- (3) ～ (5) 略

○ 茨城県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例

令和2年3月27日
茨城県条例第5号

茨城県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を公布する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、知事その他の職員(同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。)の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることについて定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 知事等は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その県に対する損害を賠償する責任を負う額のうち、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する総務省令で定める方法(警察法(昭和29年法律第162号)第56条第1項に規定する地方警務官にあっては、地方自治法施行令第173条第1項第2号に規定する総務省令で定める方法)により算定される額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を超える額については、賠償する責任を免れるものとする。

- (1) 知事 6
- (2) 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、公営企業管理者、病院事業管理者又は警察本部長 2
- (4) 前3号に掲げる職員以外の職員 1

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の行為に基づく海区漁業調整委員会の委員の損害賠償責任の一部免責については、なお従前の例による。

○茨城県海面利用協議会設置要領

(目的)

第1 海面における漁業と遊漁, ヨット, モーターボート, スキューバダイビング等の海洋性レクリエーションとの紛争の予防及び調整・解決を促進し, 海面の円滑な利用を図るため, 茨城県海面利用協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(職務)

第2 協議会の職務は, 次のとおりとする。

- (1) 漁業と海洋性レクリエーションとの海面の利用に関する事項について調査, 検討を行うこと。
- (2) 海区漁業調整委員会の諮問に応じて, 海面における漁業と遊漁との調整に関する事項について調査, 検討を行うこと。
- (3) 前号に定める事項のほか, 海面における漁業と遊漁との調整に関する事項その他海面における遊漁に関する事項について, 海区漁業調整委員会に意見を述べること。

(組織)

第3 協議会は委員14人をもって組織する。

2 協議会の委員は, 次の各号に定めるところにより茨城県知事が依頼する。

- (1) 茨城県内に住所を有する漁業協同組合員(以下「漁業関係委員」という。) 4人
- (2) 原則として茨城県内に住所を有する遊漁関係者(以下「遊漁関係委員」という。) 4人
- (3) 原則として茨城県内に住所を有する海洋性レクリエーション関係者であつて上記以外の者(以下「海洋性レク関係委員」という。) 2人
- (4) 学識経験を有する者(以下「学識経験委員」という。) 4人

3 協議会に会長及び副会長をおく。会長及び副会長は委員の中から互選する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は, 2年とする。

2 補欠の委員の任期は, 前任者の残任期間とする。

3 委員は, その任期が終了しても, 後任の委員が就任するまでの間, なおその職務を行う。

(協議会の会議)

第5 協議会は, 会長が招集する。ただし, 委員の依頼後最初に開かれる会議は, 農林水産部長が招集する。

2 会長は, 協議会の会議の議長となる。

3 協議会は, 委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 協議会の議事は, 出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは, 会長の決するところによる。

5 協議会の会議の傍聴は, 原則としてこれを妨げない。

6 会長は, 議事録を作成し, これを縦覧に供しなければならない。

7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは, 副会長が会長の職務を代行する。

(部会)

第6 協議会に茨城海区部会及び霞ヶ浦北浦海区部会をおく。

2 部会の構成は, 次のとおりとする。

茨城海区部会		霞ヶ浦北浦海区部会	
漁業関係委員	2人	漁業関係委員	2人
遊漁関係委員	2人	遊漁関係委員	2人
海洋性レク関係委員	1人	海洋性レク関係委員	1人
学識経験委員	2人	学識経験委員	2人

3 部会に部会長をおき、部会に属する委員が互選により定める。

(部会の会議)

第7 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、委員の依頼後最初に開かれる会議は、農林水産部長が招集する。

2 部会長は、部会の会議の議長となる。

3 部会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 部会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、部会長の決するところによる。

5 部会の会議の傍聴は、原則としてこれを妨げない。

6 部会長は、議事録を作成し、これを縦覧に供しなければならない。

7 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指定した委員が部会長の職務を代行する。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、海区漁業調整委員会事務局が行う。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めるものとする。

付則

1 この要領は、平成6年10月1日から施行する。

2 この要領の施行により、初めて依頼された委員の任期は第4第1項の規定にかかわらず、初めて委員に依頼された日から平成8年3月31日までとする。

○部会の議決事項の取扱いについて
(平成6年12月15日茨城県海面利用協議会初会議にて議決)

1 部会への付託

茨城海区及び霞ヶ浦北浦海区の漁業実態の特殊性を考慮し、茨城県海面利用協議会の機能充実を図るため、漁業と遊漁との調整に関する事項で茨城海区漁業調整委員会及び霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会から茨城県海面利用協議会に諮問された事項、並びにその他茨城県海面利用協議会の職務に関する事項で茨城海区に属する事項及び霞ヶ浦北浦海区に属する事項については、それぞれ茨城海区部会及び霞ヶ浦北浦海区部会に付託されたものとする。

2 部会の議決事項の取扱い

茨城県海面利用協議会から各部会に付託された事項については、各部会の議決に基づいて茨城県海面利用協議会長が答申するものとする。

なお、部会長は部会の調査、検討の経過及び結果を茨城県海面利用協議会長に報告するものとする。

○茨城県海面利用協議会、茨城海区部会及び霞ヶ浦北浦海区部会の事務局について
(平成6年12月15日茨城県海面利用協議会初会議にて議決)

茨城県海面利用協議会に関する事務分掌は、茨城海区漁業調整委員会事務局、茨城海区部会に関する事務分掌は、茨城海区漁業調整委員会事務局、霞ヶ浦北浦海区部会に関する事務分掌は、霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局がそれぞれ担当する。

茨城県海面漁業調整規則

令和3年4月

茨 城 県

目 次

第1章 総則（第1条～第4条）

第1条 目 的	1
第2条 適用範囲	1
第3条 県内に住所を有しない者の申請	1
第4条 代表者の届出	1

第2章 漁業の許可（第5条～第32条）

第5条 知事による漁業の許可	1
第6条 許可を受けた者の責務	2
第7条 起業の認可	2
第8条	2
第9条 許可又は起業の認可の申請	2
第10条 許可又は起業の認可をしない場合	3
第11条 許可又は起業の認可についての適格性	3
第12条 新規の許可又は起業の認可	3
第13条 公示における留意事項	4
第14条 許可等の条件	5
第15条 継続の許可又は起業の認可等	5
第16条 許可の有効期間	5
第17条 変更の許可	5
第18条 相続又は法人の合併若しくは分割	6
第19条 許可等の失効	6
第20条 休業等の届出	6
第21条 休業による許可の取消し	7
第22条 資源管理の状況等の報告	7
第23条 適格性の喪失等による許可等の取消し等	7
第24条 公益上の必要による許可等の取消し等	7
第25条 許可証の交付	8
第26条 許可証の備付け等の義務	8
第27条 許可証の譲渡等の禁止	8
第28条 許可証の書換え交付の申請	8
第29条 許可証の再交付の申請	8
第30条 許可証の書換え交付及び再交付	9
第31条 許可証の返納	9
第32条 許可番号を表示しない船舶の使用禁止	9

第3章	水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第33条～第44条）	
第33条	保護水面における採捕の禁止	9
第34条	禁止期間	10
第35条	全長等の制限	10
第36条	かじき等流し網漁業に係る採捕の禁止	10
第37条	魚体の所持等の制限	11
第38条	漁具漁法の制限及び禁止	11
第39条		11
第40条	河口付近における採捕の制限	11
第41条	遊漁者等の漁具漁法の制限	12
第42条	有害物質の遺棄漏せつの禁止	12
第43条	漁場内の岩礁破碎等の許可	12
第44条	試験研究等の適用除外	13

第4章 漁業の取締り（第45条～第48条）

第45条	停泊命令等	14
第46条	船長等の乗組み禁止命令	14
第47条	衛星船位測定送信機の備付け命令	14
第48条	停船命令	15

第5章 雑則（第49条～第53条）

第49条	漁場又は漁具等の標識の設置に係る届出	15
第50条	標識の書換え又は再設置等	15
第51条	定置漁業等の漁具の標識	15
第52条	流し網漁業等の漁具の標識	15
第53条	添付書類の省略	16

第6章 罰則（第54条～第57条）

第54条		16
第55条		16
第56条		16
第57条		16

付 則		16
-----	--	----

様 式

様式第1号		17
様式第2号		17
様式第3号		18

茨城県海面漁業調整規則を次のように定める。

茨城県海面漁業調整規則

茨城県海面漁業調整規則(昭和39年茨城県規則第87号)の全部を改正する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)その他漁業に関する法令と相まって、茨城県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、茨城海区(令和2年農林水産省告示第1278号)の海面に適用する。

(県内に住所を有しない者の申請)

第3条 県内に住所を有しない者が、第9条第1項の申請をする場合には、申請書にその住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。

(代表者の届出)

第4条 法第5条第1項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 代表者として選定された者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

第2章 漁業の許可

(知事による漁業の許可)

第5条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業(第1号、第2号及び第8号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

- (1) あわび漁業 あわびをとることを目的とする漁業(第14号に掲げるものを除く。)
- (2) なまこ漁業 なまこをとることを目的とする漁業(小型機船底びき網漁業及び第14号に掲げるものを除く。)
- (3) はまぐり漁業 はまぐりをとることを目的とする漁業(小型機船底びき網漁業を除く。)

- (4) 小型まき網漁業 総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業
 - (5) 機船船びき網漁業 機船船びき網により行う漁業
 - (6) さし網漁業 さし網により行う漁業（第7号及び第8号に掲げるもの並びにさんま流し網漁業を除く。）
 - (7) かじき等流し網漁業 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）別表第1のかじき等流し網漁業の項の中欄第4号に掲げる海域において総トン数10トン以上の船舶を使用してかじき等流し網によりかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とする漁業
 - (8) 固定式さし網漁業 固定式さし網により行う漁業
 - (9) 火光利用さば一本釣漁業 総トン数5トン以上の船舶を使用して一本釣（火光を利用するものに限る。）によりさばをとることを目的とする漁業
 - (10) はえ縄漁業 総トン数5トン以上の船舶を使用してはえ縄により行う漁業（まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業を除く。）
 - (11) せん・かご漁業 せん・かごにより行う漁業
 - (12) 小型定置漁業 小型定置により行う漁業
 - (13) 地びき網漁業 地びき網により行う漁業
 - (14) 潜水器漁業 潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業
- 2 前項の許可は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び前項第4号から第11号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

（許可を受けた者の責務）

第6条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

（起業の認可）

第7条 許可を受けようとする者であって現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

第8条 前条の認可（以下「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

（許可又は起業の認可の申請）

第9条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び第5条第1項第4号から第11号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を

事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 知事許可漁業の種類
- (3) 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地
- (4) 漁具の種類、数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (6) その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（許可又は起業の認可をしない場合）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。

- (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合
- (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、茨城海区漁業調整委員会（以下「漁業調整委員会」という。）の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

（許可又は起業の認可についての適格性）

第11条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- (2) 暴力団員等であること。
- (3) 法人にあって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- (5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

2 知事は、前項第5号の基準を定め、又は変更しようとするときは、漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

（新規の許可又は起業の認可）

第12条 知事は、許可（第8条第1項及び第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければ

ばならない。

- (1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものを用いる。以下この章において同じ。）
 - (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
 - (3) 推進機関の馬力数
 - (4) 操業区域
 - (5) 漁業時期
 - (6) 漁業を営む者の資格
- 2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。
 - 3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
 - 4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。
 - 5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
 - 6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
 - 7 第4項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
 - 8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。
 - 9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（公示における留意事項）

第13条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第1項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。

(許可等の条件)

第14条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

- 2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。
- 3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(継続の許可又は起業の認可等)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

- (1) 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ。）を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。
 - (2) 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
 - (3) 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
 - (4) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
- 2 前項第1号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の3月前から1月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でない認められるときは、知事が定める期間内に申請をしなければならない。
 - 3 知事は、前項の期間を定めたときは、これを公示しなければならない。

(許可の有効期間)

第16条 許可の有効期間は、5年とする。ただし、前条第1項（第1号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- 2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(変更の許可)

第17条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第12条第1項各号に掲げる事項に

ついて、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 漁業種類

(3) 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号

(4) 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日

(5) 変更の内容

(6) 変更の理由

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（相続又は法人の合併若しくは分割）

第18条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（許可等の失効）

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。

(1) 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。

(2) 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

(3) 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（休業等の届出）

第20条 許可を受けた者は、1漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(休業による許可の取消し)

第21条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第24条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第119条第1項若しくは第2項の規定に基づく命令、法第120条第1項の規定による指示、同条第11項の規定による命令、法第121条第1項の規定による指示又は同条第4項において読み替えて準用する法第120条第11項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第1項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第22条 許可を受けた者は、漁業時期の終了後30日以内に、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 許可を受けた者の氏名（法人にあつては、その名称）
- (2) 許可番号
- (3) 報告の対象となる期間
- (4) 漁獲量その他の漁業生産の実績
- (5) 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- (6) 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- (7) その他必要な事項

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

第23条 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第10条第1項第2号又は第11条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(公益上の必要による許可等の取消し等)

第24条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

第25条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証（以下この章において単に「許可証」という。）を交付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 操業区域及び漁業時期
- (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (5) 許可の有効期間
- (6) 許可の条件
- (7) その他参考となるべき事項

(許可証の備付け等の義務)

第26条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第27条 許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換え交付の申請)

第28条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 許可を受けた年月日及び許可番号
- (4) 書換えの内容
- (5) 書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請)

第29条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して

知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第30条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- (1) 第14条第2項の規定により許可に条件を付け、又は同条第1項若しくは第2項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。
- (2) 第17条第1項の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。
- (3) 第18条第2項の規定による届出があったとき。
- (4) 第23条第2項又は第24条第1項の規定により、許可を変更したとき。
- (5) 第28条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。

(許可証の返納)

第31条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前2項の手続をしなければならない。

(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)

第32条 許可を受けた者（第5条第1項第1号から第3号まで、第5号、第6号、第8号又は第11号から第14号までに掲げる漁業の許可を受けた者を除く。次項において同じ。）は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部に様式第1号による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

- 2 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

(保護水面における採捕の禁止)

第33条 何人も、次に掲げる保護水面（水産資源保護法第18条第1項の規定により指定されたものをいう。）の区域においては、貝類を採捕してはならない。

- (1) 次に掲げるア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた水面
 - ア 東茨城郡大洗町大字成田字砂漠4363番地南端に設置した標柱
 - イ アから正東700メートルの点
 - ウ エから正東700メートルの点

- エ 東茨城郡大洗町大字成田字砂漠4363番地に設置した標柱
- (2) 次に掲げるア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた水面
- ア 鹿嶋市大字武井釜字中852番地の33に設置した標柱
- イ アから正東700メートルの点
- ウ エから正東700メートルの点
- エ 銚田市上幡木字下沢境釜坪1656番地に設置した標柱
- (3) 次に掲げるア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた水面
- ア 神栖市波崎9572番1地先に設置した標柱
- イ アから正東700メートルの点
- ウ エから正東700メートルの点
- エ 神栖市波崎9620番に設置した標柱

(禁止期間)

第34条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、採捕してはならない。

水産動物	禁止期間
しらす（しらうお及びあゆを含む。）	1月1日から2月10日まで
あわび（殻長11センチメートルを超えるものに限る。）	10月1日から翌年5月31日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(全長等の制限)

第35条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物であって、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

水産動物	大きさ
さけ又はます	全長15センチメートル以下
うなぎ	全長23センチメートル以下
はまぐり（ちょうせんはまぐりを含む。）	殻長3センチメートル以下
うばがい	殻長7センチメートル以下
あわび	殻長11センチメートル以下
こたまがい（方言「ひらがい」）	殻長3センチメートル以下

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(かじき等流し網漁業に係る採捕の禁止)

第36条 かじき等流し網漁業の許可（第5条第1項の許可をいう。次項において同じ。）を受けた者は、かじき等流し網漁業により、さけ、ます、うみがめ類、くろとがりざめ又はよご

れを採捕してはならない。

(魚体の所持等の制限)

第37条 かじき等流し網漁業の許可を受けた者は、かじき等流し網漁業により採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。

- (1) 当該さめの全ての部分(頭部、内臓及び皮を除く。)を陸揚げまでの間、船上において所持すること。
- (2) 当該さめを陸揚げするときに、前号の規定により所持したものを陸揚げすること。

(漁具漁法の制限及び禁止)

第38条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

- (1) 水中に電流を通じてする漁法
- (2) 油づけえさ(方言「油いか」その他油性物を利用したえさ及び擬じをいう。)を使用する漁法
- (3) 火光を利用して魚群を誘致する漁法(さんまをとることを目的とする場合及び釣りによりにいか又はさばをとることを目的とする場合を除く。)
- (4) 網口開口装置を使用する機船船びき網による漁法
- (5) は具(第41条第1項第4号に規定するものを除く。)を使用する漁法
- (6) 追込網(方言「たたき網」を含む。)による漁法

第39条 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具又は漁法	範囲
中型まき網漁業、小型まき網漁業並びに小型機船底びき網漁業のうち、手繰第1種漁業、手繰第2種漁業及びその他の小型機船底びき網漁業に使用する網	網地の目合 1センチメートル以上
小型機船底びき網漁業のうちはまぐり又はこたまがいをとることを目的とする手繰第3種漁業に使用する桁及び網	桁の長さ 2.2メートル以下 爪の間隔 2.5センチメートル以上 ふくろ網の目合 5.5センチメートル以上
小型機船底びき網漁業のうちうばがいをとることを目的とする手繰第3種漁業に使用する桁及び網	桁の長さ 2メートル以下 爪の間隔 4.2センチメートル以上 ふくろ網の目合 10センチメートル以上
小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業であってえび板びき網漁業に使用する網口開口板	長さ 140センチメートル以下 高さ 50センチメートル以下
小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業であって自家用餌料板びき網漁業に使用する網口開口板	長さ 110センチメートル以下 高さ 50センチメートル以下

(河口付近における採捕の制限)

第40条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域にお

いて、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、さけ又はますを採捕してはならない。

河川名	禁止区域	禁止期間
利根川	神栖市利根川左岸導流堤突端から半径1,000メートル以内の海域	5月1日から12月31日まで
那珂川	東茨城郡大洗町祝町砲台跡に設置した標柱から半径1,000メートル以内の海域	5月1日から12月31日まで
久慈川	日立市日立港南防波堤屈折部頂点から半径500メートル以内の海域	5月1日から12月31日まで
大北川	北茨城市磯原町磯原198番地地先の大北川擁壁南側突端に設置した標識から半径500メートル以内の海域	5月1日から12月31日まで

(遊漁者等の漁具漁法の制限)

第41条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

(1) 竿釣及び手釣(まき餌釣を除く。)

(2) たも網及び叉手網

(3) 投網(船を使用しないものに限る。)

(4) やす及びはし(幅20センチメートル未満、爪の長さ5センチメートル未満、柄の長さ50センチメートル未満のものであって、網をつけないものに限る。)

(5) 徒手採捕

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

(1) 漁業者が漁業を営む場合

(2) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

(有害物質の遺棄漏せつの禁止)

第42条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の適用を受ける者については、適用しない。

(漁場内の岩礁破碎等の許可)

第43条 漁業権の存する漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 破碎又は採取の目的
- (3) 漁業権の免許番号
- (4) 破碎又は採取を行う区域
- (5) 破碎又は採取を行う期間
- (6) 漁業権者に対する補償の措置
- (7) その他参考となるべき事項

3 知事は、第1項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。

（試験研究等の適用除外）

第44条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。次項第5号において同じ。）の供給（自給を含む。次項第5号において同じ。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 試験研究等の目的
- (3) 適用の除外の許可を必要とする事項
- (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名
- (5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合にあっては、供給の相手方及びその数量）
- (6) 採捕の期間及び区域
- (7) 使用する漁具及び漁法
- (8) 採捕に従事する者の氏名及び住所

3 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 適用を除外する事項
- (3) 採捕する水産動植物の種類及び数量
- (4) 採捕の期間及び区域
- (5) 使用する漁具及び漁法
- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (8) 許可の有効期間
- (9) 許可の条件

4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

- 5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。
- 6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
- 7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第3項中「交付する」とあるのは「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。
- 8 第26条の規定は、第1項又は第6項の規定により許可を受けた者について準用する。

第4章 漁業の取締り (停泊命令等)

第45条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第27条及び法第34条に規定する場合を除く。）は、法第131条第1項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による処分（法第25条第1項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(船長等の乗組み禁止命令)

第46条 知事は、第5条第1項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(衛星船位測定送信機の備付け命令)

第47条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第5条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

(1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。

(2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

ア 当該船舶を特定することができる情報

イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

(3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

(停船命令)

第48条 漁業監督吏員は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の規定による停船命令は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

(1) 様式第2号による信号旗Lを掲げること。

(2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音1回、長音1回、短音2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。

(3) 投光器によりLの信号（短光1回、長光1回、短光2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

第5章 雑則

(漁場又は漁具等の標識の設置に係る届出)

第49条 法第122条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第50条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

第51条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあっては様式第3号による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

(流し網漁業等の漁具の標識)

第52条 次に掲げる漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は綱の両端に、水面上1.5メートル以上の高さのボンデンをつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。

(1) 流し網漁業

(2) 固定式さし網漁業

(3) はえ縄漁業

(4) せん・かご漁業

(5) たこつぼ漁業

- 2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(添付書類の省略)

第53条 この規則の規定により同時に2以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

- 2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

第6章 罰則

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第33条から第40条まで、第42条第1項又は第43条第1項の規定に違反した者
- (2) 第43条第3項の規定により付けた条件に違反した者
- (3) 第24条第1項、第42条第2項又は第46条第1項の規定に基づく命令に違反した者

- 2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第55条 第26条第1項（第44条第8項において準用する場合を含む。）、第32条又は第41条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。

第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第54条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第57条 第18条第2項、第20条第2項、第26条第3項（第44条第8項において準用する場合を含む。）、第27条から第29条まで、第31条第1項若しくは第2項又は第44条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第29条の規定によりこの規則による改正後の茨城県海面漁業調整規則第44条第1項の規定によってしたものとみなされるこの規則による改正前の茨城県海面漁業調整規則第48条第1項の規定によってした許可

については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、同規則第48条第6項の規定は、なおその効力を有する。

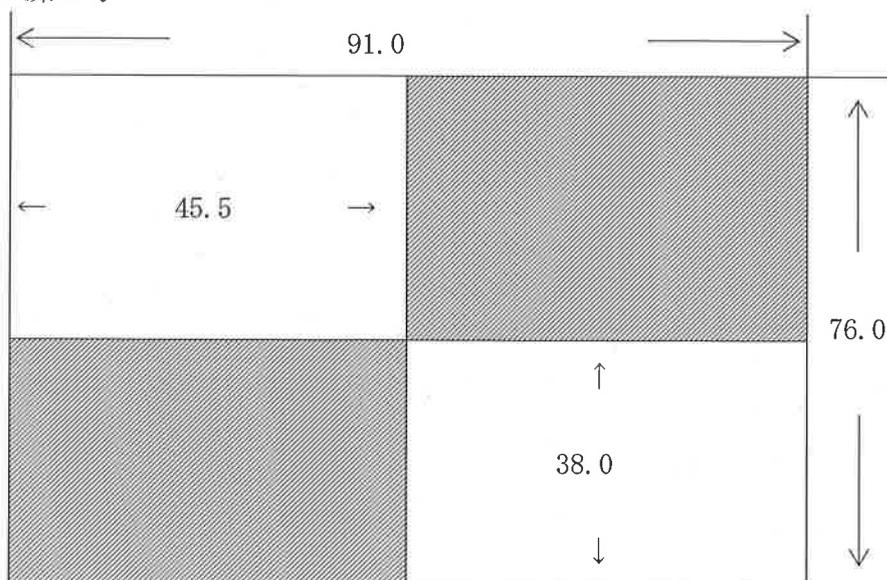
- 3 この規則の施行の日前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

様式第1号

漁業	様式
小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業であつてえび手繰網漁業及びその他の小型機船底びき網漁業であつてえび板びき網漁業	イ ラ ㊦ 123
小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業及びその他の小型機船底びき網漁業であつて自家用餌料板びき網漁業	イ ラ 自 123
小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業	イ ラ 貝 123
上記以外の小型機船底びき網漁業	イ ラ 123
中型まき網漁業	イ ラ 中 123
小型まき網漁業	イ ラ 小 123
かじき等流し網漁業	かじき流 123
火光利用さば一本釣漁業	サ 123
はえ縄漁業	イ ラ ㊨ 123

(備考) 各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

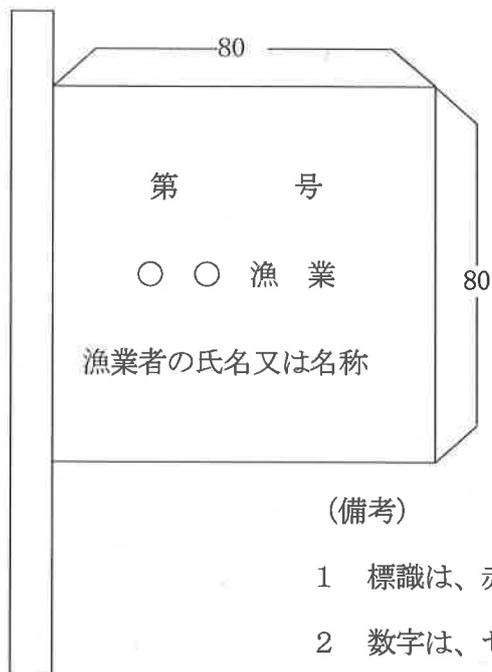
様式第2号



(備考)

- 1 斜線の部分は、黒であり、その他の部分は、黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗（あなたは、すぐ停船されたい。）である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

様式第3号



(備考)

- 1 標識は、赤色の布地である。
- 2 数字は、センチメートルを示す。